

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和3年3月3日)

○ 谷口周司委員長

おはようございます。少し時間が早いですが、もう皆さんおそろいのようにありますので、これより都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催させていただきます。

インターネット中継、どうぞよろしく願いをいたします。

本日からの審査順序についてであります。上下水道局、都市整備部、環境部、スポーツ・国体推進部の順番で行わせていただきます。

それぞれ部局について補正予算及び令和3年度当初予算の審査を行うほか、新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況についても報告を受けたいと思います。

また、当委員会に付託されました、都市整備部、環境部、スポーツ・国体推進部の一般議案がございます。また、都市整備部と環境部からは協議会の開催について申し出があるほか、審議会等の開催による所管事務調査も行っていきたいと思っております。結構、盛りだくさんとなっております。

また、今年の高校生議会は、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、文書協議の方法により、高校生議員の皆さんが三つのテーマに分かれて取りまとめて提出いただいた意見書について、その他事項で取り扱っていきたく思います。

当委員会所管に関係するところでは、環境保全・ごみ問題委員会及び地域活性化委員会から意見書をいただいておりますので、会議用システムのほうにアップロードをしておりますので、ご確認のほどよろしく願いをいたします。また、最終日になろうかと思っておりますが、委員の皆さんからご意見や感想もお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、今日は皆さん、マイボトルをご持参いただきましてありがとうございます。この5日間このように進めさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続いて、審査の進め方ではありますが、議案聴取会におきまして、令和3年度当初予算議案及び一般議案については既に説明を受けておりますので、議案聴取会で請求のあった追加資料の説明を受け、その後、質疑に移りたいと思っております。追加上程されました令和2年

度補正予算、令和3年度補正予算のほか、協議会、所管事務調査等については、まず内容について説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

また、決算審査と予算審査の連動による政策サイクルの構築に向けた取組の一環といたしまして、8月定例会議で行った政策提言の当初予算への反映状況についても整理、確認をする必要があり、本日、上下水道局の合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進についてでございます。また、都市整備部のほうで市営住宅の連帯保証人について、当初予算への反映状況を整理、確認する場を設けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。整理、確認をした提言チェックシートについては、その後、分科会長報告と併せて、全体会で報告を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、次に、2月定例会議中の所管事務調査の実施について、お諮りをしたいと思います。なお、休会中の所管事務調査につきましては、全ての議案審査が終わった後に、その他の事項で改めて提案を受けたいと思っております。

それでは、2月定例会議中に所管事務調査を行いたい事項はございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、2月定例会議中の所管事務調査は行わないということで確認させていただきました。

最後に、1月25日に行いました所管事務調査、安全性確保が必要なバス停留所についての内容を取りまとめた報告書の案を会議用システムにアップロードしておりますので、修正等ご意見ございましたら、3月12日までに事務局までお伝えをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、審査順序に基づきまして、上下水道局の審査を行ってまいります。

○ 加納康樹委員

審査に入る前に、もし委員の皆さん全員のご同意がいただければ取扱いをいただきたい事項があります。どなたか一人でも、それはというようなお話があれば取り下げのんですが、何かといいますと、さきの一般質問で伊藤嗣也委員にも取り上げていただきましたし、12月定例会議の代表質問で樋口龍馬議員からもありました。皆さんにも、ご視察をいた

だいたN T Nのグリーンパワーステーションについて、環境部のところでものは申せるかと思っておるんですが、環境部まで待っていると、実はあれの代わりに市民文化部が訳の分からない電気自動車を入れるという、そういう予算が出ているので、そして、さらに言うと、いざ災害のときを考えると、危機管理室はその辺をコントロールしていたのかどうか、この辺も明らかにしたいし、私たちは環境という意味で突っ込みたいし、というあの訳の分からん電気自動車の話を止めるというのもおかしな話なんですけど、こちらから話をしに行って、3部局に関わることなので予算の全体会できっちり話し合いをしたいという、こういうことを申し入れていきたいなと私は思っています。委員の皆さんの全員のご同意がないと難しいと思うんですが、皆さんがそう思っただけなのであれば、ちょっとほかの委員会がそれぞれの審査に入る前に、何らかの形で申入れをしていただきたいなという思いが私にあります。

○ 谷口周司委員長

今、皆さんのご意見が一致するところを条件として加納委員のほうから提案がございましたが、皆さん、これにつきましてご意見ございますでしょうか。

○ 山口智也委員

今のタイミングでというのがちょっといまいまだ理解ができないんですけども、全体会送りのときにご提案いただくというタイミングでは遅いということですか。

○ 加納康樹委員

ですので、他部のところ、特に市民文化部がその審査に入る前に何らかのアクションを起こす必要があるのかなと私としては思っていて、その意味で、冒頭でちょっと発言をさせてもらったんですけど、環境部まで待っていると、向こうの審査とてれんこになるとなかなか難しいのかなという思いがあるので。

○ 山口智也委員

それを委員長にお伝えして、ほかの委員会でこういった意思があるということをはほかの委員会にも伝えていただくということなんですか。

○ 加納康樹委員

そうですね。そういうことになろうかと思います。手順としてはそういうことなのかと思いますし、逆に、冒頭に委員長からもあったように、効率的な審査を目指すのであれば、こちらから手を突っ込んでというのもおかしい話なんですけど、市民文化部で必要以上に電気自動車の審査ですったもんだする必要はないよと。

○ 山口智也委員

ただ、私の意見としては、地区市民センターに配備する車について、全く否定するものではないというふうに私は認識していますので、そういうトーンで委員長にお話をさせていただくということではなくて、総合的に地区市民センターに配備する電気自動車に関しても、またNTNさんのボックスに関しても、僕は併用かなというイメージを今のところは持っているので、そういうところで含んでいただいてのご提案であったら、加納委員がおっしゃるように、委員長に申し送っていただいても私は結構でございます。

○ 谷口周司委員長

事務局、これはどういうふうな形で、都市・環境常任委員会からほかの産業生活常任委員会とかに言うタイミングがあるのかとか、その辺り一回ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども。なかなか審査を止めるというのはできないし。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員

採決の留保も何も、申し上げたように、ここの委員会としては、環境部としてちゃんと考えたのかというのを問題にしたい。まずベースはそこです。

それで、産業生活常任委員会で実際もう予算で上がっちゃっているし、のほほんとしていた危機管理室は一体何をしておったんやというのを問い詰めたいたいという、これだけのことです。

○ 谷口周司委員長

それを全体会でやりたいということなので……。

○ 加納康樹委員

より審査を効率的にするためには、冒頭でアクションを起こしたほうがいいだろうと思っているだけです。

○ 山口智也委員

加納委員のおっしゃっている思いというのはすごく分かりますので、我々としては、環境部としての考えを我々でしっかり議論しながら、産業生活常任委員会は産業生活常任委員会の所管がやっぱりありますので、そこまで手を突っ込むというのは越権行為というふうにする議員もいようかと思えますので、そこは市民文化部の議案については粛々とそれは、産業生活常任委員会の委員に責任をしっかりと果たしていただいて判断していただき、我々は我々でしっかりまた意見を出しながら、全体会でそこはしっかり議論するというのがあるのかなというふうに思いますが。

○ 谷口周司委員長

ほかの皆さん、どうですか、ご意見としてお持ちであればぜひお聞かせをいただきたいと思えますが。

○ 井上 進委員

私も、どちらかというと言口委員の意見のほうに賛成のほうになってくるかと思うんですよ。正直、一般質問でも私、できたら固定式の部分、そういった部分も絶対に必要やろうねという話はちらっとはさせてもらっておるので、そういう意識は当然持つておるはおるんですけども、やっぱり自分の所管の部分で今回はしっかりとやりながら、また先ほど言われた環境のほうから攻め込んでいくという部分であれば何ら問題はないのかなというふうに私は考えるんですが。

○ 伊藤嗣也委員

私は加納委員のご意見に賛成なんですけど、環境部が中心になって全庁的にまとめていくということは市長も答弁されておりましたし、環境部長も答弁されておった、私の質問のときに。ということは、環境部の所管である当委員会のほうから、全庁的な視野に立って

指摘をするということは大切なことだと思いますので、合同審査でもいいし、全体会でもどちらでもいいんですけども、加納委員のご提案には賛成したいと思っております。

○ 谷口周司委員長

他の委員、ございますか。

○ 森 康哲委員

私も加納委員の考え方と同じなんですけれども、全庁的な危機管理の体制について、前回の質問で私もしているのですが、そういうところからも委員会の所管をまたいでの議案審査をにらみながら、こういうふうな動きなんだよというのは委員長から伝えていただければ、何らかのアクション、産業生活常任委員会にしろ総務常任委員会にしろ、流れ的には理解していただけるのかなと思います。

○ 山口智也委員

基本的に、加納委員の所属されている会派も大きな会派でありますので、産業生活常任委員会にはしっかり担当の委員さんがおられると思いますので、そこでしっかり発言していただいて、通常どおり全体会でしっかりそこはもんで、ちょっと私、誤解されたら困るんですけども、加納委員もおっしゃるNTNのボックスに関して、全く否定するものではないということだけをご理解いただいて、全体会でしっかり議論するということが本筋ではないかなというふうには思いますが。

○ 谷口周司委員長

小林委員はいかがですか。もしご意見があれば。

○ 小林博次委員

やっぱり委員の中から、加納委員のように疑問が提示されたわけやから、それはやっぱりきちっと言われるような議論はしていくべきやと、加納委員の提案どおりでいいということね。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

皆さんの意見を聞いていると、全体会というか、皆さんで話し合おうということについてはおおむね賛成かなと思うんですが。

今、ちょっと他の委員会の審査順序を確認させてもらったら、市民文化部はちょっと後のほうになっていまして、危機管理室が消防本部の後ということなので、午前中はないかなというところもありますので……。

○ **山口智也委員**

さっき言った、越権行為ということにはならないの、それをちょっと確認して。

○ **谷口周司委員長**

そこを分科会としてできるかというのも、今、事務局のほうで一度確認を取っていただきますので、少しお時間いただいて、また全会一致という加納委員からもありましたので、今、山口委員からも発言をいただいていますので、一旦その辺を整理させていただいた上で、次の休憩中に整理をして、午前中に皆さんにご報告をさせていただければと思いますので、一旦ちょっとこの件につきましては預かりをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。これでよろしかったですか。

○ **加納康樹委員**

すみません、お時間を取らせて。

○ **谷口周司委員長**

じゃ、ちょっと預かりをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、続きまして、上下水道局の審査を行ってまいりますので、上下水道局事業管理者からご挨拶をお願いいたします。

○ **山本上下水道局事業管理者**

改めまして、おはようございます。上下水道局、山本でございます。

いろいろ資料は用意させていただきましたので、連日のところではございますが、ひと

つよろしくお願いいたします。

私のほうから一つだけご報告をさせていただきます。A3サイズで1枚、右肩に令和3年度2月定例会議会都市・環境常任委員会報告という、コロナウイルスに関するところでちょっと一つだけご報告させていただきたいと思います。

なかなかご報告させていただくチャンスがなかったんですけども、去年の4月、5月ぐらいに、東京都が下水処理水からコロナウイルスを発見して初動に役立てようというように、日本水環境学会さんと組んでやられるというような報道がありましたもので、私どものほうも、担当の先生方のところにちょっと連絡を取って、四日市市にもできることがないかというところを進めさせていただいていました。

その中で、去年の6月から週1ペースぐらいで、日永浄化センターで取った第2系統と第3系統、合流区域と分流区域の水を送らせていただいていたのでした。水環境学会COVID-19タスクフォースのほうで研究がされて、3月には暫定指針あたりのもので出てくるというところの報告がありましたもので、一度ご報告をさせていただきたいと思っていたのでさせていただきました。

ただ、ちょっと中身のほうなんですけど、正直申し上げまして、オンラインでの研究会やその辺のほうには出させてはいただいていたんですけど、高度過ぎてちょっと理解ができなかったというところがございます。暫定指針が出てくると、もうちょっと我々のレベルでも分かるようなものになってくると思いますが、大学の先生とつながりつつ、いろんな手法で対応していきたい、そのように考えておりますので、ひとまずご報告という形でさせていただきたいと思います。

それでは、担当課長を含めて一生懸命説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第76号 令和3年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第79号 令和3年度四日市市水道事業会計予算

議案第81号 令和3年度四日市市下水道事業会計予算

○ 谷口周司委員長

では、ここから予算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算上下水道局所管部分、議案第76号令和3年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第79号令和3年度四日市市水道事業会計予算、議案第81号令和3年度四日市市下水道事業会計予算の四つの当初予算議案の審査を行ってまいります。

では、追加資料についての説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

さきの議案聴取会のほうで請求をいただきました資料について、作成しましたのでご説明したいと思います。

タブレットのコンテンツ一覧、09、2月定例月議会、07都市・環境常任委員会、001上下水道局関係資料をお願いいたします。

まず、4ページのほうをお願いいたします。

目次でございますが、1から8まで資料請求をいただいております。1の合特法における合理化事業、あと2の上下水道局一般技師・労務職年代別内訳については、森委員からご請求をいただいたものです。3の液状化区域内の基幹管路について、4の日永浄化センター第4系統について及び5の四日市市浄化槽維持管理事業補助金についての①については、小林委員からいただいたものです。あと6の同じく四日市市浄化槽維持管理事業補助金の②と7の四日市市雨水管理総合計画については山口委員からいただいたものです。8の水道水の水質については伊藤委員からご請求をいただいたものとなっております。

では、めくっていただいて、5ページのほうをお願いいたします。

1番の合特法における合理化事業についてでございます。

この4月に県地区の農業集落排水事業が公共下水道に切り替わるということで、この県

地区内での農業集落事業の中で、合特法に基づき支援をしている業務がありまして、その業務が今後どのように変わっていくのかという趣旨で資料請求をいただきました。

まず、(1)におきまして、合特法の目的を記載させていただいております。現在、上下水道局につきましては、これまで代替業務を提供して、事業者の事業転換を支援してきたところでございます。(2)のほうで、支援の状況をこの3か年、令和元年度、令和2年度、令和3年度についてお示しをさせていただいております。そして、(3)のほうで、今後も代替事業を提供して事業者の業務展開について支援をしてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○ 駒田上下水道局総務課長

総務課の駒田です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、同じページの2番、森委員からご請求ございました上下水道局一般技師・労務職年代別内訳についてというところを作成させていただいております。

上下水道局、技術職として土木、電気、機械、三つの職種、それと労務職という形で合計136名ありまして、20代、30代、40代、50代という形でお示しをさせていただきました。

説明は以上となります。

○ 生川水道建設課長

水道建設課長の生川でございます。よろしくお願いいたします。

資料の6ページをお願いいたします。

液状化の区域内の基幹管路が分かる図面ということで資料請求をいただきました。

まず一つ目、基幹管路の耐震化でございますが、基幹管路は導水管、送水管300mm以上の配水管で延長が約236kmでございます。非耐震管のうち、耐震性が低いと判定された管路につきましては、現在、耐震化を実施しております。耐震化の計画延長は約45kmで、令和元年度末までに約35kmの耐震化を実施しております。

次に、二つ目なんですけれども、基幹管路の耐震化状況でございますが、記載の表のとおりでございます。耐震管の延長が52kmと耐震化の計画延長より大きい数値となっておりますけれども、これは経年管更新事業でも、管路を更新する際に耐震管で布設替えを行っているためにこの数字となっております。

次に、耐震適合管を記載させていただいているんですけれども、耐震適合管と申しますのは、よい地盤に埋設されたダクタイル鋳鉄管等のK形管とされております。これにつきましては、レベル2でも耐震性を有すると評価できる管とされております。ダクタイル鋳鉄管のK形と申しますのは、耐震継ぎ手ではございませんけれども、継ぎ手の部分のみ込みが大きくて、離脱しにくい構造となっております。

次に、三つ目、液状化地盤の水道管についてということで、東日本大震災で実際に千葉県の海岸沿いの液状化した地盤におきまして、沈下が要因の継ぎ手部の離脱による水道管の被害等が報告されております。

これにつきましては、通常の耐震継ぎ手ではないダクタイル鋳鉄管では被害が発生しておりますが、現在、本市が耐震事業に採用しております耐震型のダクタイル鋳鉄管では被害は発生をしておりません。

それと、過去の阪神大震災とか東日本大震災、最近の北海道の胆振地震もそうですけれども、耐震型のダクタイル鋳鉄管の被害は、現在においてもゼロ件と報告されております。ですので、本市につきましては、今後も液状化区域内につきましても、耐震型のダクタイル鋳鉄管にて耐震化を進めてまいります。

7ページをお願いいたします。

これは、液状化区域内の基幹管路図になります。

基図に使わせていただいております図面は、三重県で公開されている液状化危険度予測分布図でございます。

予測分布図につきましては、南海トラフ地震の過去最大クラスと理論上最大クラス、そして、養老―桑名―四日市断層帯での直下型地震の3パターンがございますが、液状化の影響が一番大きい養老―桑名―四日市断層帯のものを基図とさせていただいております。ただ、現在公開されている基図は粗いものですから、図面については非常に見にくい図面となっております。申し訳ございません。

図面につきましては、耐震管路を青、耐震適合管を水色、非耐震管路を黒で示させていただいております。

以上でございます。

○ 伊藤経営企画課長

続いて、8ページのほう、お願いいたします。

日永浄化センターの第4系統についてということでご説明申し上げます。

日永浄化センターは処理場として毎日稼働しておりますから、処理を止めることなく、また処理能力を維持しつつ、施設の更新を行う必要があると考えております。そのため、ここでお示しをした表のような形で更新をしていきたいと思っております。

①については現状となっております、②の第4系統の処理槽については既に完成しておりますので、まず、機器を増設して、老朽化している第3系統を交互に更新していきたいと思っております。③で第4系統を交互に更新をしてまいりまして、④で第3系統の半分を撤去していきたいというふうに考えております。

これらの手順によりまして、処理能力を維持しつつ、市民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう機器の更新を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○ 伊藤生活排水課長

生活排水課、伊藤でございます。

32分の9をお開きください。

山口委員より、浄化槽維持管理費の根拠としている、環境省が平成25年3月に取りまとめました、浄化槽の維持管理の実態に関する調査業務報告書の該当部分の資料を請求いただきました。

32分の10をお開きください。

こちらが、環境省が取りまとめました報告書の表紙でございます。平成24年度に実施しておりまして、平成25年3月に報告が上がっておりますところでございます。

32分の11をお開きください。

こちらが、ご請求いただきました該当部分の年間の維持管理費用が示されたものでございます。この表の表2. 3-102、5~10人槽における年間費用の表をご覧ください。

この表で、保守点検、それと清掃、維持管理に必要な経費でございます。それと、電力機器交換、運転に必要な経費、それと法定検査の費用を取りまとめ、これを合計しまして、維持管理費として環境省が取りまとめたものでございます。この表のうち、一番上が単独浄化槽で、2段目以降が合併処理浄化槽というふうになっております。

形式により維持管理費をまとめておりますが、今回我々が採用しております維持管理費の根拠としましては、上から3段目のBOD除去型の維持管理費を根拠といたしております。

す。これは、四日市市が三重県から引き継いだデータベースに、一部を除き浄化槽の型番が記載されております。また、設置されるごとに型番を追加しておりまして、この型番から処理形式を判断したところ、最も設置数が多かったのがBOD除去型となっていることから、これを採用いたしました。

金額につきましては、端数がございますので、1000円未満を四捨五入いたしまして、5人槽については6万5000円、7人槽については7万7000円、10人槽については9万6000円と四捨五入して、1000円止めをいたしたところでございます。

続きまして、32分の12をお開きください。

小林委員より、住居人数別の合併処理浄化槽の維持管理費についてご請求をいただきました。

まず表の下、注意事項をちょっとご覧ください。

今回取りまとめた資料の基になりましたのは、令和元年度、昨年度に四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく、いわゆる設置補助金でございます。これによって交付申請されました申請書の記載内容に基づき集計したものでございます。母数としては100基になってございます。

二つ目の丸をご覧ください。記載内容のうち、金額が未記載のものは集計外としているといたしまして、155基の申請に対して55基を除外しておるところでございます。これは、申請書に、保守点検と浄化槽の清掃について、契約書の写しを添付することになっておりますが、清掃の契約書につきまして立米単価が書いてあるんですが、数量が明記されておらず、実量となっております、金額が未記載になっている、こういうものが55件ございましたので、155件から55件を減じた100件の集計とさせていただきます。

それと、集計しました申請書には、使用予定人員が7人、8人及び10人以上はございませんので、1人から6人、それと飛びまして9人という集計になってございます。使用予定人員につきましては、登録浄化槽管理票という様式を添付することになっており、この中に使用予定人員を記載する欄がありますので、この人数別に集計を行ったというところでございます。

なお、今回の集計は、指定予定人員のくくりで取りまとめておることから、浄化槽の人槽は住居する人数ではなく、実によって、延べ床面積で決定することから、この中には、5人槽、7人槽、10人槽が混在して集計されておることだけご承知おきをいただきたいというふうに思います。

次、四つ目の注意事項をご覧ください。

電力及び機器交換、ブロワの費用根拠については、私ども、申請書には記載がございませんので、先ほど山口委員にご報告させていただいた環境省の資料より引用しまして、電力、ブロワにつきましては人槽ごとでお金が変わってまいりますので、構成する人槽ごとに按分をさせていただいて算出をしております。

それと、同様に機器交換、ブロワ以外につきましては、環境省より引用しております。これは1点しかございませんので、このまま丸ごと引用させていただいております。

また、法定検査につきましては、三重県につきましては、三重県水質検査センターでお願いをしておりますので、この金額をそのまま入れさせていただいて集計をさせていただきました。

以上でございます。

○ 伊藤経営企画課長

続いて、13ページのほうをお願いいたします。

7番の四日市市雨水管理総合計画についてでございます。これは、山口委員のほうから資料請求をいただきました。

まず、13ページ、(1)につきましては、この計画策定に係る背景と目的のほうを記載させていただきました。

続いて、14ページのほうをお願いいたします。

現状、浸水被害の現状ということで記載をさせていただいておりますが、時間降雨50mm以上の年当たり発生回数が、昭和51年からの10か年と比較しまして、現在約1.4倍に増加しております。その後も、10年確率降雨以上の雨が発生しておりまして、5年確率降雨で整備済みの中心市街地や雨池排水区などであっても、浸水被害が頻発するようになってございます。

続いて、15ページのほうをお願いいたします。

これにつきましては、お手元にA3でお配りさせていただいた大きい表をちょっとつけさせていただきます。

表1につきましては、平成12年から令和2年までの雨の際の浸水被害の実績のほうを記載させていただきました。

そして、図3の浸水被害実績の平面図につきましては、浸水被害が多かった北部エリア、

中心市街地及び南部エリアを拡大して、右のほうに示させていただいております。

そして、16ページから19ページにつきましては、それぞれの年ごとの床上・床下浸水の状況をそれぞれでお示しさせていただいております。これにつきましても、お手元のほうに拡大したものをご用意しました。そして、それぞれの年度で浸水被害の状況を見ていただきますと、これまで局としまして様々な整備を行ってきたことで、徐々に浸水被害のエリアが小さくなってきているというふうに考えております。

続いて、20ページのほうをお願いいたします。

20ページは、立地適正化計画のほうをお示ししております。この計画では、中心拠点としまして、近鉄四日市駅周辺からJR四日市駅周辺にかけての中心市街地が設定されておりまして、地域拠点としては富田周辺の買物拠点と近鉄富田駅の交通拠点が合わさったエリアが設定されております。

あと、買物拠点としましては、富田・富洲原周辺、日永周辺、尾平・生桑周辺が設定されておりまして、交通拠点としましては近鉄富田駅、近鉄塩浜駅のほうを設定されております。

続いて、21ページのほうをお願いいたします。

下水道事業の雨水の現状でございますが、図5では整備済み区域図で、22ページの図6では現計画の目標降雨図として記載させていただいております。これにつきましても、拡大の4枚目のほうに、横並びで比較させていただいております。

この中で、図5のほうで、中心市街地はピンク色となっておりますが、5年確率で整備をしておりますが、浸水被害が多発しておりますことから、10年確率降雨の75mmに引き上げまして、図6ではピンク色が水色に変わっております。こういった措置に伴いまして、浜田通りの貯留管整備を行っておるところでございます。

続いて、23ページのほうをお願いいたします。

雨水管理の方針でございますが、浸水リスクの区分では、床上、床下の実績累積により区分設定を行い、エリア別重要度では、下水道事業による雨水管理対象エリアは市街化区域を基本としておりまして、立地適正化計画を参考にして、中心市街地、地域拠点を重点対策エリアA、買物拠点、交通拠点を対象エリアB、その他をエリアCとして区分をしております。

対策目標降雨の設定としましては、重点対策エリアAと対象エリアBでは、10年確率降雨で対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

続いて、24ページでございますが、エリア別の重要度に応じた対策方針と対策内容を記載させていただいております。

重点対策エリアAと対象エリアBでは、雨水排水対策とソフト対策、対象エリアCではソフト対策と局部改良の実施を考えております。雨水排水対策は、積極的に国庫補助を活用して計画等に対応した整備を、ソフト対策では、かさ上げや止水板の補助制度について検討してまいりたいと思います。

また、局部改良につきましては、地元協議や調整が整ったところから、順次側溝などの整備による対策を考えてまいりたいと思います。

エリアAとBでは、浸水リスクとエリア別重要度により優先順位を設定し、エリアCにおいては柔軟な対応というふうに考えております。

続いて、25ページのほうをお願いいたします。

これも拡大しておりますので、5ページ目にお示しをさせていただいておりますが、平成12年の東海豪雨から令和2年の台風10号までの床上・床下浸水被害箇所を表記しまして、緑色でお示ししたところは対策済み、もしくは対策中のエリアを表示させていただきました。赤色の鶉の森、城東町、また黄色の日永五丁目、六呂見、JRの南四日市駅西については、今後、対策をする必要があるエリアというふうに考えております。

説明は以上です。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

私のほうからは、伊藤嗣也委員のほうから水道水、個々において水質に違いがあるのか、末端はどのように検査をしているのかということでご質問いただきました。それに基づきました資料を作らせていただきました。個々といいますより、水源によって水道水は八つのエリアに、県とか朝明とか生桑とかというような形に分けてございます。

この分類が、32分の28ページをご覧くださいますと、色別にしてエリアを分けて区切っております。この八つのエリアで水道水を検査しておりますが、このエリアごとにおいては、ミネラル分なんかには少々の違いが出ております。

そしてまた、水質の検査体制につきましては、水質検査計画に基づきまして、給水栓一蛇口でございますけれども——ここの水道水の製造とか供給工程なんかにおいて、総合的に水質管理を実施しているというところでございます。

(1) でございますが、まず水質監視措置についてということで、八つのエリアに代表で1か所、水質監視装置を設置しております。そして、24時間365日という形で、残留塩素であるとかあるいは色度、濁度、水温というのを連続監視を行っておるといふようなところで、この測定値に異常な予兆があった場合、電話で連絡が入ってきますけれども、この場合には即時対応して、安全供給に努めるというふうな形でございます。

表でございますが、設置箇所の一覧、それから右側が、水質監視装置の外観図でございます。

続いて、27ページをご覧ください。

(2) でございますが、18の地点で月2回の水質検査、これは手分析になりますが、我々職員で行ってございます。水道法で定めた全ての検査項目について、水質基準をクリアするというふうな、良質な水道水か検査、確認をいたしております。

そのほかに、水道水の製造やあるいは供給管理として、取水井22地点で月1回、それから水源地5地点で3か月に1回、配水池15地点では3か月に1回というふうなことで、それぞれ検査しております。これが図2でございます、32分の29ページ、こちらのほうに位置図を示させていただいております。

そしてまた、水質検査の精度確認をするために、厚生労働省あるいは三重県ということで、精度管理調査というのが毎年実施されます。検査の精度を確認するという国からの調査でございますけど、これについては、いつも良好ということで評価をいただいております。

あと、主な給水栓の水質の特徴も含めまして表をつけさせていただきました。

蒸発残留物、硬度、遊離炭酸とかというふうな、これはおいしい水の条件にはなるんですけど、これにちょっと違いが若干出るんですけど、これに、右側のほうに向かって8エリアの部分について、それぞれの数値を入れさせていただいております。

あと、一番最後の30ページをご覧くださいますと、水道法に基づく、人が飲んでも安全であるという水の証になろうかとは思いますが、水質基準を示させていただきました。基本では51項目というふうなところでございます。

それから、下のほうではおいしい水の要件、先ほど申し上げました要件として厚生労働省から出ております話の中で、こういうのはおいしい水ですということの要件として挙げさせていただきました。

説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明ありがとうございます。

追加資料の説明は以上ですね。

では、これより質疑に入りたいと思いますが、8月定例会議会で行った合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進についての提言については、改めて質疑の時間を設けてまいりたいと思いますので、まずは追加資料についての質疑を行いたいと思います。

では、質疑のある方、挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

資料ありがとうございます。

まず、合特法の代替業務のところなんですけれども、資料の中では金額で示されていると思うんですけれども、具体的にどんな業務なのか、例えばごみ収集業務がもうすぐ終わると思うんですけれど、代替業務として、独り立ちできるようになったら代替業務じゃなくなってくるので本業になる、それが目的だと思うんですけれども、合特法の法律ではね。今回の農業集落排水とかコミュニティプラント、そういうのを代替業務で出すなら、どういふのを考えているんですか。

○ 伊藤経営企画課長

まず、ここにお示しをさせていただいておりますのは、5ページの(2)のほうでお示しをさせていただいておりますが、局から支援事業ということで出させていただいております業務でございますが、その中身でございますがいろいろあるわけなんですけれども、特に農集の関連事業につきましては、それぞれの施設の保守管理業務委託でありますとか、そういうものが多いと。あと、全体のほうにつきましては下水道管理でありますとか、そういう部分も入ってきておるところでございます。

○ 森 康哲委員

それは、今まで一般競争入札で出していた部分を例えば指名競争にするとか、そういう意味でしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

先ほど申し上げた部分につきましては、基本的にこれまでずっと合特法に基づいた随意契約で出させていただいております。

○ 森 康哲委員

その金額がここに示されているということで理解しました。

続けて、よろしいですか。技師さんの年齢とか人数とかを表にさせていただいて出させていただきました。ありがとうございます。

これ、見ると、やっぱり40歳以上が多いのかなと、やっぱり20代、30代、一番働き盛りのところが手薄になっているのかなというのが読み取れるんですけども、ずっと待っておってもこのままスライドしていってしまうので、何かやっぱり考えないとということで、包括民営委託とかやっていただいておりますと思うんですけども、どれぐらいの効果を今回、目標みたいなものがあれば教えてほしいんですけども。日永の浄化センターとか、そういうのを委託することによってどれぐらいの効果が望めるのか、技師さんの。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木です。

日永浄化センターの包括委託に関しましては、年齢的にというのはちょっとそこまではいっていないんですけど、頭数なんですけれども、これからいろんな新しく施設の更新をしていかなければならないとかいうところで人が必要になってくる。これ、今のところ4人ほど必要というふうに考えておるわけなんですけれども、これを包括委託を行うことにおいて、3人ほど圧縮して1人の増員で済ませることができるかなというような見込みを持ってございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

例えば50代の3人と20代の3人では戦力的には全然違うと思うので、やはりそういうところも分析していただいて、効果が上がるようにぜひやっていただきたいと思うし、やはりそれだけではこれを埋めることはできないと思いますので、いろいろな合わせ技で対応していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 小林博次委員

資料、ありがとうございます。32分の6の液状化区域内の基幹管路で資料を頂きました。

本当は基幹管路に入っている液状化対策だけではなくて、上下水道局の施設の液状化、みんな大丈夫なのという、そういうことが本当は聞きたかったんやけど、ここで示していただきましたから、(3)で、例えば東日本大震災で千葉県の海岸沿い液状化地盤において、沈下が要因の継ぎ手離脱により水道管の被害が発生しているということが書いてあります。その下に、本市が耐震事業に採用している耐震型のダクティル鑄鉄管では被害が発生していない、これは東日本でも、四日市と同じようにS形形状の耐震管が使われていて、それが安全度が保たれたと、こういうことがここに書いてあるわけやな。

○ 生川水道建設課長

そのとおりでございます。千葉県で地盤沈下が原因で継ぎ手部分が外れたんですけど、これは耐震型の鑄鉄管ではなくて普通型の鑄鉄管でございます。S形とかS字型、今、GX型とかNS型とか言うんですけども、それについては過去の大震災においても一件の事故もないという報告がありますので、小林委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 小林博次委員

耐震対策をせなあかん総延長が45kmで、今までで35kmできたと書いてあるわけやね。あと10km、どんなふうにやっていくのか分からんけれども、それはちょっと急いで対応してもらいたいなど、こんなふうをお願いしておきます。

それから、地図を見せてもらったんやけど、断層の地図と一緒に、どこに入っているのかはっきり分からん。大体ぼやっと分かりやええというけど、この前も江村町へ行ったら、あそこの地盤全体が液状化したら全く駄目なんやね。全く駄目なところに水道管も入っているわけで、そうすると本当に水道管がもつんかいなど、こんなことが言われていて、これは本当はやっぱり、もう少し精度の高い地図を出してもらって、きちっと対応してもら

うほうがいいかなと。

大体、住民が知らんのやから、家を建てるときに、建てる場所の地盤改良をやって家を建てる、こういうことができていない。だからやっぱり、上下水道だけと違って、都市整備とか、建築確認するときとか、そういうものを含めて、やっぱり対策を立てていかないと、いざというときに何じゃということになる気がする。そんな意味でこれは問題提起をしているので、できれば液状化する場所も分かれば、もうちょっとはっきりしてほしい。

例えば、何でこんなことを言うかということ、前に森委員が羽津地区市民センター、これ、断層の上に建っているのと違うかと、こういう提起した。調査したら断層はありませんでしたという報告や。俺は心の中では笑った。何で、あの道路から東は過去は海で、埋立しておるわけやな、8 mぐらい。8 mを超えて掘ったら分かるけど、掘っていないと全然それは分からない、隠れたままになる。

だから、この地図は、あまりいい加減なものとは違って、もうちょっと精度が上がった、よそのやつを探しているとなかなかないと思うので、その辺、どんな方法があるか分かりませんが、やっぱり気をつけて、分かったら市民に知らせてほしい。そこで、水道管を入れたら、例えば下水のインバート、セメント系コンクリートを使いなさいと書いてあるけど、実際、工事で使っているときは塩化ビニールで造った簡単なほうを使っている。これ、液状化したらすぐに浮き上がって、下水が使えなくなると思うのね。そんなことは最初から分かっているわけで、それでも上下水道局でそれを使わせているわけやから、書いてありながら別のものを使わせて知らん顔をしておるわけやから、やっぱりもうちょっと耐震対策については注意をして見てほしいなど、こういう要望をしておる、そのための資料。

それから、その次の32分の8の日永浄化センター第4系統について、何遍説明を聞いても、あなた方の説明は、今使っておるやつを改良していくわけやから全て正しいという、こういう答えになる。

ところが、第4系統を導入するときに議論になったのは、伊勢湾に放流する、死にかかった伊勢湾にこれ以上負荷をかけられやんから、第3系統の能力では無理で第4系統、高度処理をして放水する、こういうことや。ところが、今、きれいになり過ぎて、海藻とか魚、魚介類、全然育っていないところが出てきたわけやな。これはちょっといき過ぎやないのということで、今年に入ってから、環境省を含めて、放流水は地域の实情に合わせた内容で放流しなさいと、こういう方針変更があったと思っておるんやけど。

ということで、これ以上第4系統に力を入れてやっても、水がきれいになっても意味が

ないわけやから、だから、従来の第3系統の処理能力で事足りると私は思っておるんですよ。従来は第3系統で、その水質で放流しておって特別に問題がなかったわけやから、だから、民間企業になった上下水道局で、なおかつ無駄な投資を引き続きやるんやという答弁しかとないとすれば、やっぱり少し頭を入れ替えてほしいなということの意味を込めてこの資料を作っていただきましたので、またそんな意味で議論していただけるとありがたいと。

それから、合併浄化槽の維持管理の補助金について、一律値上げをしてもらって……。

○ 谷口周司委員長

小林委員、合併浄化槽に関することは提言チェックシートにも関わってくるころなので、この件はまとめてまた議論させていただければと思いますので。質疑が終わった後に、提言チェックシートにもちょっと記載をしていくことになりますので、そこでひとつにまとめてさせていただけたらと思いますので。

○ 小林博次委員

了解です。

○ 山口智也委員

32分の13ページの雨水管理総合計画について、資料ありがとうございます。今後の雨水排水対策の方向性とかの部分に対して、資料、非常に詳しく示していただきましてよく分かりました。ありがとうございます。

現在は、中心市街地において浜田通り貯留管、これを5年確率から10年確率に上げていくということでやっていただいている。その次、どうしていくのかなというのを素朴に疑問を持ちましたので、こういう資料を用意していただきました。ベースは、立地適正化計画をベースにしていろいろ論じられて、今後の進め方を審議していただいているのはよく分かりました。

資料の32分の23、24あたりが一番大事なところなのかなというふうに思いますけれども、ここで、32分の23のA、B、Cというふうに分けていただいています、Aの中心拠点、地域拠点、Bの買物拠点、交通拠点、これは10年確率を採用していくということが書かれていると思います。一方、その他のCについてはそうではなくて、対策可能な措置をして

いくと、言い換えればソフト対策であったり、局部の改善で対応していくということだと思います。

これも、本当に素朴な疑問なんですけれども、A、Bはそれでしっかりやっていただくということでお願いしたいなとは思いますが、Cについて、ソフト対策、局部改良で本当に全部、例えば床上浸水を防いでいくことが完全にできるのかと、そんなに明確に線引きはできないと思うんですけれども、例えばCについて、こういう対策で10年確率ということは、もうここは一切していかないという、そういう整備をかけていくということなんでしょうか、Cについて。

○ 谷口周司委員長

こちら、お答えは。

○ 川尻技術部長

Cにつきまして、少なくとも今回発表する雨水管理総合計画、これからあと事業費等々、附帯の事業なんかもきちんと盛り込んで提案させていただきますが、その期間中でそういう確率をCのエリアで上げているということはないと思っていただいて結構でございます。

○ 山口智也委員

全部事細かく現場を知っているわけではないので、頭の中で考えるだけの話なのでちょっと的外れかも分かりませんが、例えば明確に基準を持ちながらも、ある程度柔軟に対応していくのが現実的なのではないのかなというふうにイメージしてしまして、例えばエリアのCのところでも、非常に危険度が高くて、床上浸水がこれまでもあったりして、そういうところについては、局部的な対応だけではなかなか難しいところについては、10年確率の管を入れていくだとか、そういったことも考えられるということでもいいでしょうか。

○ 川尻技術部長

ソフト対策というところにあるように、そういう重要度のと言うと変なんですけど、重要度が高いA、Bというのがあるって、そこに一定のコストをかけましょうということです。

Cはほっておくということではなくて、ソフト対策で例えばかさ上げであったりとか、かさ上げというのは地盤を上げていただくとかというようなもの、そういうようなソフト

対策を組み合わせながら対応していくということでございまして、正直、A、Bのような重要度の高いところ以外に、重要な幹線であったりとか、調整池であったりするようなコストのかかるようなものをしていくというような計画を出すことはほぼないと、ほぼじゃなくて、ないと思っていただいて結構なので、そういうところには別の方法で、ソフト対策であったり、それもソフト対策だけじゃなしに、局部改良とソフト対策を合わせてやるとかというような形で困っている方を助けていくと、そういうことだと思っております。

○ 山口智也委員

それは、A、B、まちとしての重要度というところでは、重要でありますのでコストをしっかりとかけていく、それ以外については、もう何もかもコストをかけて整備をしていくというのは、それは現実的でない話ですし、間違った考えだと思いますけれども、現場をしっかりと一つ一つつぶさに確認していく中で、本当に危険だということは、ここでいう10年確率ということではなくても、しっかりと人の命を守っていくというところで、そこはコストをかけながらも整備をしていくということです。

まちを守っていくという観点と同時に、それ以上に、人の生活であったり人の命を守っていくという、そこはしっかりと押さえていただいて、対策を並行してやっていっていただくということでお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

他に。

もしよろしければ、1時間たちましたので、ここで一旦休憩を取らせていただいて、また再開は10分後、午前11時10分から再開ということでお願いをいたします。

11:01 休憩

11:08 再開

○ 谷口周司委員長

時間になりましたので、休憩後の審査に入ってまいりたいと思います。

その前に、審議に入る前にご提案いただいた加納委員からの件なんですが、いろいろ正

副のほうでも確認をさせていただきながら、事務局ともやり取り、精査させていただいたところ、加納委員の思いもお聞かせいただいたところ、会派のほうでご対応もしていただきながら、やはり全体会でしっかりとやっていこうということで、委員会として公式に、他の委員会に伝えていくということはありませんが、都市・環境常任委員会の中でも多数の意見があったということ踏まえて、リベラル21の会派のほうで、各委員会で発言をいただくということにさせていただきたいと思いますので、ご報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。なので、こちらのほうとしては環境部で、しっかりとあの件についてはもんでいくというところで、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、審査に入ってまいります。

○ 伊藤嗣也委員

小林委員が資料請求していただきましたので、それに関連させていただきたいと思いません。

6ページ、7ページですが、耐震管の件です。それで、まず耐震管というのは、国のほうで決められておる3種類があるはずなんですけれども、それをお示してください。

○ 生川水道建設課長

まず、ダクティル鑄鉄管の耐震継ぎ手を有するものと、あと、ステンレス管とか継ぎ手部分が溶接されたもの、それと、ハイポリエチレン管等となっております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

どちらのページにも書いてあるんですが、耐震管ではなく耐震適合管路についてなんですが、鑄鉄管のK形のやつを、四日市市では耐震適合管路と呼んでおるんでしょうか。

○ 生川水道建設課長

四日市市では、耐震適合管路に値するのはダクティル鑄鉄管のK形でございます。あわせて、よい地盤に埋設されたダクティル鑄鉄管のK形ということが耐震適合管ということ

となっております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

地盤によって変わってくるわけなんですけど、そのこのところ、今話をされましたけど、耐震適合管路のところは、地盤的には耐震適合管路と言える地盤ということによろしいんですか。

というのは、そこら辺はちゃんと調査の上で、これに書いてもらっておるのかどうかは、要は私が申し上げておるのは、耐震管と耐震適合管路は全く違うものであって、耐震適合管路については地盤によって変わってくるわけですよ。昨今は、水道配水用ポリエチレン管というのが大きな震災を受けたところの自治体においては、導入が進んでおるわけですよ。柔軟性がありますし、いろんな意味でね。そこら辺が、本市においてはダクタイトル鑄鉄管のNS型でいくということを伺ったんですが、NS管というのはただ継ぎ手のところが伸び縮みするだけのことでそれだけでいいのか。

○ 生川水道建設課長

まず、よい地盤と悪い地盤についてなんですけれども、よい地盤と申しますのは、埋立地とか盛土地盤や液状化の可能性のある地盤等以外というふうにされておまして、土地の分類としては山地とか丘陵地とか台地等となっております。まず、耐震化を進めておられますのは、300mm以上の基本的に大きな、大口径管になっておりますので、耐震化につきましてはダクタイトル鑄鉄管で進めさせていただくということで、実施をさせていただいております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

こんな程度にしておきますけど、300φ以下はそうじゃないと、300φで分けるということなんだと思うんだけど、やはり、実際には地震で大きな被害を受けたところは300φよりも小さいサイズやでよそはポリエチレン管を使っておるんですよ。もうぐにゅぐにゅ曲がって、そんなに問題がないからね。だから、コストも安いわけですよ、工事費も安いし。という話もある。

だから、本市はダクタイル鑄鉄管のNS形のジョイント、継ぎ手一本でいくのではなくて、いろんなエリアにおいて使い分けをしていくということが私は大事ではないのかと。

これを見ると、先ほど言っていたいただいた耐震適合管K形が赤いエリアのところも走っておるわけですね。そういったところについては、やはり国のほうで、厚生労働省で示されておる耐震管が3種類明確に示されておるんやから、そのようなものを使っていくということをお願いします。

○ 生川水道建設課長

1点だけ補足させていただきます。

50mmの水道管につきましては、本市でもハイポリエチレン管で耐震化を図っておりますので、すみません、説明が足りませんでした。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったでしょうか。

○ 加納康樹委員

休憩前のところで、小林委員のほうからご指摘のあった日永の第3系統、そして第4系統の整備の仕方というのか、機能の持たせ方に対して、小林委員のご指摘に対しての上下水道局の見解を聞きたいです。

○ 山本上下水道局事業管理者

上下水道局、山本でございます。

小林委員からは、よく栄養塩のお話をいただいておりますので、局としてもいろいろ勉強はさせていただいているところでございます。

第4系統につきましては、確かに浄化能力が第3系統より高いものでございます。今、三河湾のほうで、いろいろ愛知県さんのほうで研究が進められております。その中で、いろいろアサリの問題が出ていて、そして、空港のほうの増築と併せながら、いろいろ研究が進められております。

伊勢湾といいますか三重県側のほうについて、今、まだ研究段階というか、基礎調査をさせていただいておる最中というところでございます。その中で、うちとしても、第4系

統のほうは、やっぱり高度処理できるもので、いろいろ、その栄養塩の排出コントロールがしやすいこともありまして、秋口からこの4月ぐらいまでは、栄養塩が出るような運転管理をさせていただいています。

ただ、四日市市のところには三つの処理場がございますので、三重県の下水道公社のほうが対応していただいておりますところと連携していかないかんですが、まだ三重県さんのほうではちょっとそこまでのところに行っておられませんので、やはりうちも、三重県さんの二つの処理場で処理をしていただいておりますので、この辺は、三重県さんと全体となって、伊勢湾をどうするのかというようなところ、どこまで絞るのか、そして、四日市が絞ることによって、鈴鹿市のノリ業者さんとか貝に関するところが、影響が出ているのはよく知っておりますので、その辺のところはまだちょっと整理はついていませんが、今のところ、うちでできる栄養塩の放流といいますか、栄養塩コントロールはさせていただいておりますというところではございます。

ですから、この辺は、やはりまだちょっと共同運営をしていくというところの立場に立っていろいろ研究していかないと、また、伊勢湾全体として考えていただかなきゃなりませんので、四日市市独りではちょっとできないことではございますので、その辺の中で対応していきたい、そのように考えております。

○ 谷口周司委員長

資料請求のところ、伊藤委員、よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 谷口周司委員長

では、他に資料請求、追加資料のところでのご質疑についてはよろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、追加資料以外のところに入っていきたいと思います。

また、先ほどもお伝えしましたが、合併浄化槽のところにつきましては後ほどまとめてさせていただくということでございますので、追加資料以外のところでの質疑がございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

今回の予算策定に当たってというところで、企業会計をされている上下水道局に関してですが、まず、冒頭で確認をしていきたいのは、一般質問等でも話が出ていましたが、令和3年度予算を組むに当たっての3%のマイナスシーリングというところ、これは上下水道局に対しても要請があったんですか。

○ 伊藤経営企画課長

上下水道局におきましても、同じような形でのシーリングのほうはさせていただいております。

○ 加納康樹委員

示せる範囲で結構なんですけど、では、どのような形でマイナス3%シーリングに応えたのかということをご説明いただきたいんですが。

○ 伊藤経営企画課長

一般会計のほうでもありましたけれども、事務用品のような部分については3%のマイナスシーリングということで、もともとの方針がございました。それに則りまして、私どものほうにおきましても同じような形で、実を言いますと、うちのほうはもうちょっときつめでやらせていただいております5%、3プラス2の5%ということでマイナスシーリングのほうをさせていただいて、経営の良化につなげようというふうな形でさせていただいたところです。

○ 加納康樹委員

別に下げることが全ていいとも正直思わないんですが、じゃ、上下水道局では、マイナス5%のシーリングをかけた上での予算ができ上がっていると見ていいんですか。どこの数字でもいいんですが、それを確認できるところを示してもらえませんか。

○ 伊藤経営企画課長

基本的に、収益的収支のほうの中での、予算書のほうでまいりますと29ページ、水道事業の原水及び浄水費が……。

○ 谷口周司委員長

場所だけもう一度言ってもらっていいですか。

(発言する者あり)

○ 伊藤経営企画課長

33ページです。すみません。

そちらのほうに、原水及び浄水費というのがございまして、その中の6で備消耗品費というのがございます。その中の210万4000円が今年度の予算という形になっておりまして、その内数の中で文具消耗器材費を記載をさせていただいております。

全てが文具消耗器材ではないんですけれども、昨年度の予算が217万5000円となっております、通常の文具とかの消耗品について、5%をカットした上でこういった形になっておるとい状況でございます。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。よろしかったですか。

○ 小林博次委員

マイナス5%のシーリング、今年度になるのか来年度になるのかちょっと分かりませんが、コロナは数年続くので、とすると、整備計画全体の見直し論議が出てくると違うのかなと思うけど、その辺りはどうなっているのか。

○ 伊藤経営企画課長

今現在、整備計画は総合計画等にも示させていただいておりますところがあるわけなんですけれども、令和3年度の予算につきましては、コロナが一旦収束するというような形で基

本的には予算編成のほうをさせていただいたところです。

ただ、委員おっしゃられるように、コロナの影響でいろいろ、実際に器材を買えないで
あるとかそういった分が出てまいりましたら、その点についてはやはり修正といいますか、
見直し、ローリングとかをしていかなければならない部分かなというふうには考えており
ます。

○ 山本上下水道局事業管理者

小林委員からご指摘いただいたように、コロナの問題はどれだけかというのはつかめな
いところがあります。そして、雨水管理総合計画のほうでもお示しをさせていただこうと
これから思っています。

今まで令和7年までに公共下水道を概成すると申し上げてきました。どうか今、目測
としては令和7年、多少、国道とか河川法絡みでちょっと足の出るのがあるのをいかに令
和7年に押さえるかというような努力を、今、下水建設課のほうでしております。そこに、
雨水管理総合計画の雨水をもう一つのせてくると、水道事業の戦略、下水道事業の戦略、
両方とも出させていただいておりますが、これはちょっと早めに修正をかけないと、ちょ
っと大変かなというふうに思っています。

ですから、雨水管理総合計画がそこそこのバージョンを、なるべく早く議会のほうにお
示ししたいと思っておりますが、それを出させていただいた上で、経営の戦略に関する
ところは、思っていたよりも早めに戦略の見直しをさせていただいて、局としての水道事業
と下水道事業のバランス、そして中期財政見通しのほうで、市からもちょっと助けていた
だかないといかん点もありますので、その辺は管理者として対応をさせていただきたい、
そのように考えております。

○ 小林博次委員

本当は、計画の見直しが先にあって、単年度予算の審査というのが普通やと思うんやけ
ど、単にあなた方に問題提起するだけと違って、総合計画を立てて、それで予算執行して
いる一般会計があるんやけど、そっちの総合計画の見直しの論議も、実はしていかと、
議論にならない。計画的に問題処理をやっているということをしているわけやから、井勘
定で従来みたいに単式簿記で会計処理をしている時代なら別やけど、単式簿記でなくて複
式で対応している、公会計で対応しているということで考えていくと、計画そのものの見

直しが実は先に来ないとまずいのではないかな、そんな気持ちがあって今、ちょっと質問した。以上。

○ 谷口周司委員長

では、他に。

○ 加納康樹委員

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

当初予算資料上下水道局、219番の資料のその中の113分の14ページ、そのところで、令和3年度の主要事業で囲いがある、二つ目の枠で出てくる経年管布設替事業のところを確認をするんですが、この予算額が、前年と比べると倍ぐらいの予算になっているんですけども、ですけど、末尾にも書いてあるように更新するメーター数というのが昨年度予算と比べても短いんですが、それはどういう加減でそうになっているのか教えてください。

○ 生川水道建設課長

経年管布設替事業でございますけれども、昨年度も令和2年度も令和3年度も債務負担行為を設定させていただいております。

令和3年度はゼロ債務とさせていただいておりますので、この表につきましては現年工事のみというふうになってございます。令和2年度につきましては、債務負担行為を2割・8割という形にいたしました。事業費につきましては2割を計上させていただいたんですけども、延長につきましては、工事延長を記載させていただいておりますので、非常に大きな数字になっております。そのため、令和2年度と令和3年度は、大変申し訳ないんですけども、非常に差異のある記載というふうになってございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

確認まで。じゃ、どういう表現がいいのか知りませんが、工事をするメーター数当たりに係るコストというのは前年度も今年度もそんなに大して変わらないけど、表記がこうなっちゃっているだけという理解でよろしいでしょうか。

○ 生川水道建設課長

経年管布設替事業につきましては、令和3年度は現年工事の比較でさせていただいておりますけど、メーター当たり16万7000円、令和2年度は17万円程度となっておりますので、ほぼ同程度でございます。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 森 康哲委員

ちょっと僕も確認なんですけど、アクションプログラムがあと6年、7年で終わるのかな。市街化区域の中に入っているけど、ここだけはもう下水道は無理だろうというところもあると思うんですよ。隣の道路のところまでは下水道が来ていても、ここから先は何かの理由があって市街化区域内の中でもできないところに対して、もうそろそろ調整区域と同じように補助率を上げて対応するべきだと思うんですけども、この辺の考え方だけ確認したいんですけど。

○ 伊藤経営企画課長

確かに委員おっしゃられるように、市街化区域内で、どうしても下水をつなげることができないというところがあるというのは認識はしております。それに対するいわゆる施策として何かないかというような趣旨だと思うんですけども、そこら辺については、そういった認識の下で検討してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○ 森 康哲委員

いつかはつながるで待っておって、だましまし浄化槽を使うてもろうている状態が続いていると思うんですけども、やはりそういう見通しがあれば、何年後にはできると思うんですけども、それがもうそろそろ分かっていると思うので、ある程度施策的にそういうところへの救済措置というのはやるべきだと思うので、それはぜひ知恵を絞っていただいてやっていただきたいと思います。要望で。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、他のところにつきましてもこの程度とさせていただきます。

続きまして、提言チェックシートに移らせていただきたいと思います。

これは、8月定例会議会で行った合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進に対する質疑をまず行いたいと思います。ちなみに提言シートは、先ほど219の資料の中の113分の27に提言チェックシートが入っておりますので、ご確認しながら質疑をよろしく願います。

では、ご質疑、ございましたら挙手にてお願いをいたします。

ご質疑を受けた後に、また当初予算への反映状況というところにつきましても、皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

じゃ、私から1点いいですか。今回5000円補助金額を増額していただいたと思うんですけど、ちなみに5000円の根拠って、何かありましたら教えてください。

○ 伊藤経営企画課長

今、お開きいただいております資料の113分の28をご覧ください。

これの中段に、算出根拠を示させていただいております。

先ほど山口委員のほうにもお示ししました浄化槽維持管理費、5人槽、6人槽の6万5000円。この5人槽、6人槽を採用いたしましたのは、四日市市で最も設置数が多いところで5人槽、6人槽を採用させていただいております。

6万5000円から、浄化槽をお使いの方の水道使用料をまず算出いたしまして、それに見合った下水道使用料2か月分を出しております。これが7788円になってございます。2か月でございますので、年間にするためにまず6倍をして4万6728円という費用を算出いたしました。下水道をお使いであれば、この費用をお支払いいただければ水が浄化されるということから、浄化槽の維持管理費から、まず4万6728円を引かせていただきました。そ

の結果、1万8272円という金額が残りしました。

基本的に浄化槽、先ほど森委員のご意見がございましたけれども、おおむね下水道の整備によりまして、市街化調整区域の方が主にお使いになるということになりますので、都市計画税を納めていただけていない関係で、それを汚水に相当する分を納めていただいた方の人数で割りまして、5477円というのが1世帯当たり、1人当たり5477円となりましたので下水との差1万8272円から都市計画税の充当分を引きました。結果として、四捨五入して1万2000円という金額が出てまいりました。

現在、5人槽、6人槽については7000円でございますので、この差額を全ての浄化槽に当てはめて、5000円を増額させていただいたというところでございます。

説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

他によろしかったでしょうか。

○ 山口智也委員

あわせて、追加資料の部分についてもやってもいいですかね。

○ 谷口周司委員長

大丈夫です。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

決算を受けて、早急に補助金の増額であったり、合併浄化槽の推進をしていくということで、一定の評価をさせていただいております。

一遍ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、追加資料のほうを少し見ていただければと思うんですけども、追加資料で32分の11ページを今見ております。32分の11ページで、ここに5人から10人槽における年間費用ということで、一番上、単独処理浄化槽ですけども、2段目からは合併浄化槽の様々な型が5種類書かれております。

先ほど、今回は、上の段からいくと三つ目のBOD除去型を採用して、これを計算式に

用いたということで、その理由は、市内で最も設置数が多いから、この型を算定式に用いたということでご説明がありました。

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、四日市市内の合併浄化槽を設置していただいている世帯の中で、BODの型を採用しているのが全体の何%ぐらいなんでしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

本市に設置されております浄化槽のうちBOD除去型は、おおむね6割半ば、6割6分ぐらいが浄化槽、BOD除去型となっております。

○ 山口智也委員

ついでに、それ以外の窒素除去型とか、リン除去型とか、こういったところも全部一応何%か教えていただけますか。

○ 伊藤経営企画課長

すみません、窒素除去型以上は高度処理型と私ども呼んでおりまして、ちょっとここは一まとめしかしておりませんので、残り32%が高度処理型になっておりまして、一部、先ほどもご説明申し上げましたが、三重県のデータベースの中で形式が不明なものがございます。これが一部ございますが、残り2%程度が不明ということで、下段三つは合わせて32%というふうな形でございます。

○ 山口智也委員

何が言いたいかというと、前回ご説明を協議会か何かでしていただいたときも、少しお話しさせてもらったんですけど、実は私の実家も合併浄化槽を設置させていただいているんですけども、7人槽であって、僕もちょっといろいろ資料全部、計算して足したんですよ。そうしたら、大体年間9万7000円とか、そのぐらいまで行っていて、何型かはちょっとそこまで調べてはないんですけども、意外とかかっているんやなというのを感じました。

今回、全ての槽において5000円増額をしていただいておりますけれども、非常に助かる話ではあると思うんですけども、そのうち、例えば実家ですと9万7000円ぐらい払っておって、実態と少し合っていないというか、そういうことがあるんじゃないかなとい

うことで、今回資料を用意していただきました。

計算式に算定した根拠というか、先ほどご説明があったような算定した根拠で5000円増額するというのは理解をるところなんですけれども、多くの家庭で喜ばれるというか、そういう補助金の増額であってほしいなというのがありまして、例えばBOD除去型で66%、これはその家庭は助かると思うんですけれども、より実態に合っているのです。ただ、それ以外の32%の高度処理型というところで行くと、少しやっぱり差が、同じ5000円の増額ですので、差が開くと思うんですよ。例えば、型によって補助の額を少し増減、増やしてあげたりとかということは、そこまでは今後考えられないでしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

補助金でございますので、支援をしていく中では、統一的な補助金でやっぱり支援をしていくということになりますので、ちょっと細にわたっての状況では、現在のところ考えにくいというふうには思っております。

ただ、当然のことながら高度処理型が増えていったときに、状況が変わればまた補助金の考え方も変わろうかと思いますが、現在はやはりBOD除去型が多いということで、この考え方で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○ 山口智也委員

一旦、了とはさせていただきたいと思うんですけれども、ただ、例えばこれがもう9割とかがBOD除去型とかというんやったらなるほどと思いますけれども、残り32%は高度処理型で、より高い支払いをされているという実態もありますので、今後の課題として、そういう意見もあるということで、ご検討を今後していただきたいなというように思います。

あともう一点、素朴な疑問なんですけれども、これは環境省の平成25年の資料に基づいて算定していただいておりますけれども、現在、令和3年ということで、大分昔のデータを基に算定していただいているということなんですけれども、この辺りで、8年たった後の今の世の中で、この算定式に用いるデータとしては古いのではないかと思いますけれども、その辺りはいかがなんでしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

委員おっしゃられるように、平成24年度に調査をしたものでございますので、10年弱たってございます。ただ、これについては、環境省が全国で調査をして出したものでございまして、これ以降調査が行われていないというところで、我々も歯がゆいところはございますが、この調査を基に算出すべきだというふうに考えておるところでございます。

○ 山口智也委員

ちょっとそういう実態とかけ離れている可能性もあるんじゃないかなということで、今後のために押さえておいてほしいかなというふうに思います。

それから、あとは、同格都市と比較するのが妥当なのかちょっと分かりませんが、他都市と比較して、今回の合併浄化槽の維持のための補助金というのは、大体どのぐらいのレベルなのかというところをもし分かれば教えていただきたい。

例えば、いろいろ僕もホームページで調べると、大分開きがあって、1万円ぐらいのところから3万円台とか、いろいろ開きがあるかなと思いますけれども、本市の今回の補助額はその真ん中ぐらいなかなという気はするんですけど、今後、他市の動向も見て、さらに増額を検討していくというお考えはあるんでしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

申し訳ございません。ちょっと同格都市との比較は私どもちょっと行っておりませんが、これについては申し訳ないんですが、ただ、他都市においては、委員おっしゃられますように、我々よりはるかに高い金額もございますし、もっと低い場合もございます。その中で、現在ある制度を見直していく中では、今回の考え方を持って、我々としては妥当な金額だというふうに判断をしておるところでございますので、この金額で進めさせていただきたいというふうに思います。

○ 山口智也委員

まず一步として、今回の提案というのは了とさせていただきたいと思いますが、市内の実態であったりとか、本当に最新の実態、こういうところであったりとか、他市の状況というのもしっかりモニタリングしながら、適正な補助額というのはどの辺りなのかというのを継続して検討していただけて、しかるべきときにはまた改正というところでご検討をいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 伊藤嗣也委員

この事業、補助事業はいつからでしたっけ。

○ 伊藤経営企画課長

平成25年度から維持管理の補助金を実施しておるところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

その当時から補助事業を利用されてずっとやられておられる方と、新たにやられる方で何らかの、かなりの年数をやっておられる方と、やっぱりそこら辺をどう考えておるのか、そういう視点からの基準づくりが要るのではないかなと思うんですが、例えば補助率のランク分けであったり、要は中身の工夫というものをぼちぼち検討していただく、今回一斉に5000円ずつの補助金額の増額なんですけど、その辺のことはご検討いただいたんでしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

委員ご指摘のとおり、前年までやっていなくて、今年からやるということで同じ金額を頂くのはどうかというご意見かと思えます。

ただ、合併処理浄化槽の維持管理補助金につきましては、維持管理自体が、毎年毎年行っていていただくことで、公共用水域の水質保全につながるものでございますので、過去がどうかというよりも、毎年やっていただいたことについて、我々が支援をしていきたいという考え方でございますので、ある一つの考え方ではあるかと思いますが、我々としては毎年やっていただいたことについて支援をして、公共用水域の水質保全に努めるという考え方で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 井上 進委員

補助金の増額、本当にありがたく、これからもどんどん1人でも多く補助、こういった部分も使っていただけたらなと思うんですけども、こういった部分をつくって、やはり広報をきちっとしないと何もならんかと思うんですよ。やはり皆さん、住民が全部知っていただいて初めてこの補助が成り立つという部分でもありますので、ぜひともこれ、そういった広報をきちっとしていただき、1件でも多くそういった部分ができるような体制をつくっていただきたいと思いますし、そういった形で、こういった、結局つくっていただいた補助をうまく生かせるような、そういった体制で持って行っていただきたいと思います。

○ 伊藤経営企画課長

ありがとうございます。

今回の補助金を上げるだけではなくて、当然、啓発、指導の強化というところに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、啓発活動を、委託から職員による啓発活動のほうに来年度から転換させていただいて、あめとむちではございませんが、強化だけではなくて、啓発についても我々としては努力をしていきたいというふうに考えております。

○ 井上 進委員

ぜひともよろしく申し上げます。

あともう一点、合併浄化槽の普及促進に係る転換補助に、高齢者のみの居住に対し10%の割増しという部分をつけていただきました。本当にこれもありがたい話で、なかなか65歳以上高齢者のみ、かつ非課税世帯というと、転換というのは非常に難しいかと、正直もっとたくさんつけていただきたいなと思うんですけども、なかなか、今後の検討としてそういった部分もぜひとも増やせるような形で、1件でも多くそういった高齢者の方でも転換ができるような、そういった体制をつくっていただきたいなと、これ、意見としてちょっと申し上げさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

補助金のところで、資料の32分の12の表を見ているんですけど、1人、2人、3人と人数が増えれば金額が上がるのかなと思ったら、下がっているところもあったり、6人のところなんかは、保守点検とか清掃もかなり割安になっているところ、これは何か理由があるんですか。

○ 伊藤経営企画課長

資料の説明の際にもご説明を申し上げましたが、実は、例えば3人のお住まいのところなんかですと、5人槽が35件あって、7人槽が5件というような形で、人槽が入り組んでおります。逆に、その上のお二人でお住まいのところは、5人槽が3件、7人槽が4件というような形で、やはり5人槽より7人槽のほうの維持管理が高くて、7人槽より10人槽が高いというようなことがございまして、そこが混在をしておりますので、この表の中で、お二人でお住まいだから5人槽ということではないと、おうちの面積で人槽が変わってまいりますので、どうしても比例をしていかないというような状況になってございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、この表でどういうふうに取り取ればいいのか。理解はしたんだけど、この表を基にどういうふうに取り取ればいいのか、それだけ教えてください。

○ 伊藤経営企画課長

状況といたしまして、おうちの面積によって大きさが変わってまいりますので、この表によりますと、例えばお二人でお住まいの場合でも3人でお住まいよりも高い場合がある、そういうふうに見ていただく資料になろうかと思えます。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。よろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、質疑はこの程度とさせていただきます、続きまして、主な意見で反映状況の確認をしていきたいと思うんですが、一応、決算から上げたときは、拡大として委員会からは上げております。今回、このように予算への反映をしておりますが、これにつきまして、委員の皆さんのご意見、そして反映状況に対するご意見をお聞かせいただきたいと思います。

ご意見ございますでしょうか。先ほどからちらほら出ておるところでございますが、一定評価するということもありましたし、増額もしていただいておりますけど、皆さんのご意見を聞かせていただかないと記載ができないので、もう一度改めて言っていただけるとありがたいところもあるんですが。

○ 伊藤嗣也委員

会派のほうで議論して、委員会で伝えていただきたいというのが、要は何らかの基準づくりをぼちぼちやるべきじゃないのか、要は補助金を出すことには反対じゃない、否定はしないんだけど、答弁では平成25年からの人も今年からの人も同じ一律5000円となっている。それも一つのあれかもしれないんだけど、やはり何らかの、平たくいうとランク分けのようなことも、今後、考えていく必要があるのではないのか、答弁では、やっていただいた方に平等に5000円ずつというご答弁だったんですけども、早くからやっている人と最近、当然、早くからやらないあかんのですけれども、その辺のことはどうなのという、中身の工夫をしてほしいということがありましたので、この場で会派の意見を伝えたい。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。課題はあるけれども、今後、そういったところをしっかりと検討していけよということで、今回につきましては、反映状況としては拡大としてよろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

反対するものではないです。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 井上 進委員

本当に、先ほど私が言ったように、増額によって少しでも皆さんが使っていただける、そういったものになったかなというふうには思っています。

あとは、合併浄化槽の普及のほうを、普及の補助金が基本額がちょっと下がっておるといふ部分もあるんですけども、そういった部分が、また今後、見込めていくとうれしいかなというふうには思うんですけども、特に私の地元、合併浄化槽の設置推進地域になってしまったので、そういった部分をやっぱり、これから先変えていってもらわなあかんという部分もあろうかと思うので、そちらのほうへの力の入れ方もぜひともお願いしたいと思っております。

○ 谷口周司委員長

反映状況は拡大でよろしいですか。

○ 井上 進委員

拡大でいいです。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 山口智也委員

背景として、今回、アクションプログラムの変更によって、市街化調整区域の方に、しっかり合併浄化槽という方向性が出されておりますので、その方たちにしっかりご納得いただけるようにしていくというのが、一番大事なところかなとは思っています。

合併浄化槽、私どもが推進をしていくという立場でございますので、今回の、特に維持に関する補助金に力を入れていただいたということは、非常に評価をしておるところでありますので、こういったところをしっかりと、特に今回新たに変更になっていくような地域

の方々についてはしっかり周知をしていただいて、四日市市としてもしっかり取り組んでいくということを、しっかり訴えていっていただきたいと思います。

その上で、先ほども申したように、実態としてどうなのかというところを、これは継続してしっかり見ていっていただきたいと。できることであれば、いろいろ型なんかもあるということが今回分かりましたので、その辺りきめ細かく、もしできることであれば検討していただきたいと思いますし、他市の動向も併せて注視をしていっていただきたいというふうに思いますので。評価をしておりますので、よろしくお願いします。

○ 谷口周司委員長

拡大というところでもよろしかったですか。

○ 山口智也委員

はい。

○ 小林博次委員

一定の評価はします。問題は合併浄化槽に踏み切れない家庭、例えば公共下水道の集落排水でもそうやけど、年を取ったので、もうわしは死んでいくだけやでええわという家庭、ここら辺の対策を、やっぱり少し別の物差しで研究してほしいなど、そういうことで。以上。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

他に。

○ 伊藤嗣也委員

これは、個人だけの対象でしたっけ。店舗とかそういうのは対象ではないのかな。ちょっと教えてください。

○ 伊藤経営企画課長

一定の基準がございます。店舗兼住宅の場合、面積の中で要件はございますが、基本的

には個人住宅というふうにお考えいただいたほうがいいのかと思います。店舗兼住宅も可能ですが、基本的には個人住宅があって、面積が個人住宅のほうが多い場合は認められるという形になります。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご意見もないようですので、この反映状況にしましては、分科会から拡大というところに分類をさせていただいて、全体会への報告とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。では、そのように提言チェックシートをまとめさせていただいて、全体会へと送っていきたいと思います。

では、これより討論、採決へと移ってまいりたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、1議案ずつ行っていきたく思いますので、よろしく願いをいたします。

では、まず、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）につきまして、討論ございましたら挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようですので、これより採決に移ります。

議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

なしと認め、全体会に送るべき事項はよろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会なしを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

続きまして、議案第76号令和3年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、討論ございましたら挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようですので、これより採決に移らせていただきます。

議案第76号令和3年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りにつきまして、ありますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会なしを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第76号 令和3年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

続きまして、議案第79号令和3年度四日市市水道事業会計予算について、討論ございましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより採決へと移ってまいります。

議案第79号令和3年度四日市市水道事業会計予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
全体会につきまして、ございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会なしを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第79号 令和3年度四日市市水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

最後、議案第81号令和3年度四日市市下水道事業会計予算について、討論ございましたら挙手にてお願いいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行ってまいります。
議案第81号令和3年度四日市市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
全体会送りにつきましてはよろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会送りなしを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第81号 令和3年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

では、これをもって当初予算は終了となります。

ちょうどお昼もありますので、ここでお昼休憩とさせていただきます、午後1時再開
でお願いをいたします。ありがとうございました。

12:04 休憩

12:58 再開

○ 谷口周司委員長

では、皆さんおそろいでありますので、休憩前に続きまして、引き続き上下水道局の審査を行ってまいります。午後からは、補正予算に入っていきたいと思います。

議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

議案第128号 令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

○ 谷口周司委員長

ここからは、議案第123号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）上下水道局所管部分、議案第128号令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算の審査を行っ

てまいります。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です。

資料に基づきまして説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、タブレットですけれども、09の一覧から、2月定例月議会、07都市・環境常任委員会、232補正予算資料（上下水道局）をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、6分の3ページをお願いいたします。

議案第123号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）のうち、上下水道局所管分の合併浄化槽設置費補助金の補正分です。

当初、総数200基の住宅の新築、改築やリフォームがあると見込んでおりましたが、見込みが下回りまして158基程度になることから、減額補正を行うものです。併せて国庫補助金及び県補助金についても減額補正を行うものでございます。

続いて、6分の4ページをお願いいたします。

議案第128号令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算、第2条資本的収入及び支出について説明させていただきます。

これは、国の第3次補正予算に伴いまして、令和4年度に予定していた事業を令和2年度に前倒しして計上するものでございます。

資本的支出、建設改良費、管渠布設費、工事請負費において、事業費1億円を増額計上し、収入では、企業債4500万円、国庫補助金を5000万円計上するものです。

この工事請負費につきましては、浜田通り貯留管築造工事において補正計上いたします。6分の6ページにこの事業の概要のほうを再掲いたしております。

説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

よろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、ご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。
討論がありましたらご発言を願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行っていきたいと思います。

では、1議案ずつさせていただきます。

まず、議案第123号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
全体会送りにつきましてありませんか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

なしを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）、
第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費について、採決の結果、別

段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

続きまして、議案第128号令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算につきまして、討論がございましたらご発言を願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、採決に移らせていただきます。

議案第128号令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るべき事項はございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会送りもなしということを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第128号 令和2年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

以上で、議案第123号及び議案第128号の審査は終了となります。

続いて、新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況につ

いて説明を受けたいと思います。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 駒田上下水道局総務課長

総務課の駒田です。よろしく願いをいたします。

タブレットのほうで、少し戻っていただきまして、09、2月定例会議、07都市・環境常任委員会、001上下水道局（関係資料）でございます。

それでは、32分の32をお願いいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の実施・延期・中止等の状況でございます。

上下水道局といたしましては2事業でございます。両方とも毎年度実施しておる事業でございます。まず一つ目が、水道週間啓発事業ということで、子ども水道講座というのを行っております。こちらは、幼稚園児を対象に水道についての知識を学んでもらう参加型のイベントでございましたが、参加型ということもあり、今回は中止ということにさせていただいております。それから、もう一つは、こちらでも毎年行っております下水道普及促進事業ということで、生活排水対策キャンペーンというのを、こちらは大型のショッピングセンターで例年実施しておりますが、こちらでも不特定多数の方が出入りするということ関係がございまして中止という形にさせていただいております。

予算については、予算額、水道週間啓発事業のほうで10万8000円、決算見込みといたしましても10万8000円、全額使わせていただいて、こちらは、園児を対象とした缶バッジとかシールの景品を作らせていただきましたので、これはまた来年度以降、使用できるということで、予算を執行させていただいております。

下の下水道普及促進事業でございますが、こちらは予算額7万9000円に対しまして、決算見込みが3万1000円ということで、こちらは来ていただいた方に配布するメラミンスポンジ等を購入させていただきまして、こちらでもまた来年度以降、利用できるということで、執行のほうをさせていただいたところでございます。

説明は以上となります。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

確認をさせていただきたいんですが、まず、上のほう、水道週間啓発事業で発注はさせていただいて次年度でということですけど、缶バッジ等々は次年度に先送りして使っても問題がないというのか、年数が入っていたり入っていなかったり、そのような問題はない物品なんでしょうか。

○ 駒田上下水道局総務課長

こちらは標語のほうが入っておるだけで、これは例年同じ標語ですので、年度という形では問題なく使えるというところでございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、その下のほうの下水道普及促進事業のほうは、だから、購入はしたけど、上は全部消化だけど、こちらのほうは半分以下の消化にとどまっているんですけど、何か購入をとどまることができたんでしょうか。

○ 伊藤経営企画課長

おっしゃるとおりでございます。その中で、必要なものを先に、時間的に短いものだけは先に購入する必要がございましたので、先に時間がかかるものは購入して、直前のものは何とか止められたという状況でございます。

○ 加納康樹委員

逆に、上のほうの話に戻るんですけど、子ども水道講座の10万8000円、詳しく見ていないんですけど、今年度の予算には、これは計上されていないということなんでしょうか。それとも、ゼロ円計上か1円計上か、しているのでしょうか。

○ 内田上下水道局総務係長

総務課の内田でございます。

来年度予算につきましても、この子ども水道講座の関係、予算を計上させていただいて

おります。当初、今年度につきましても延期を予定しておりまして、どこかのタイミングで実施をさせていただきたいということで考えておりまして、今年度使うという想定で、来年度予算の計上もしておいたというところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、令和3年度予算に計上しているお金はどうなるんですか。

○ 駒田上下水道局総務課長

現在のところ、今年度も開催できないというところで、来年度に計上させていただいた分は基本的には使わずにというか、そういう形では考えております。

○ 加納康樹委員

何か非常にアバウトな予算計上なのかなと思わなくはないんですけど、予算のつくり方ってそんなものなんですか。

○ 伊藤経営企画課長

予算編成のスケジュール的な部分があるかとは思いますが、予算要求を各課からいただくのは、大体ざっくりの話ですけど、11月の頭になります。その時点で、まだ5か月あるわけです。その中で、そういった啓発事業ができるというような判断が総務課のほうであったということで、それであれば当然、令和2年度も事業執行ができるという仮定になりますので、令和3年度は令和3年度でそれぞれの予算を計上させていただいたという形になります。

○ 加納康樹委員

細かく見ていませんが、令和3年度の予算計上は10万8000円なんじゃないですか。それとも5%カットなんじゃないですか。

○ 伊藤経営企画課長

マイナスシーリングがかかっておるものは事務用の消耗品ということでありまして、こ

の予算については事業用の消耗品という形になりますので、マイナスシーリングはかかっておりません。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にないようでありますので、本件はこの程度とさせていただきます。
では、これをもちまして、上下水道局所管事項は全て終了となります。
ありがとうございました。お疲れさまでした。
それでは、審査順序に基づき、都市整備部の審査を行ってまいります。
まず、都市整備部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 稲垣都市整備部長

都市整備部でございます。よろしくお願いいたします。

当部がお願いしている案件でございますが、予算案件として、令和3年度当初予算及び国の3次補正などに伴います令和2年度補正予算と、それと連動するような形になりますが、令和3年度の補正予算を上程させていただいております。さらに、それ以外にも議案をお願いしておりますのと、さらに協議会といたしまして、国土強靱化計画の三つの案件、これもお願いしているということで、盛りだくさんの内容となっております。

議案聴取会においてご請求いただきました追加資料7点を含め、順次説明をさせていただきますけれども、極力分かりやすい説明に努めさせていただきたいというふうに考えております。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

第2条 債務負担行為（関係部分）

議案第74号 令和3年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

議案第75号 令和3年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

○ 谷口周司委員長

では、ここから予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第70号令和3年度四日市市一般会計予算都市整備部所管部分、議案第74号令和3年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算、議案第75号令和3年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の三つの当初予算議案の審査を行ってまいります。

では、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 伴都市整備部理事

都市整備部の伴でございます。

それでは、さきの議案聴取会場でご請求いただきました当初予算にかかります追加資料のうち、私のほうからは、都市計画課分についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、コンテンツのほうの07都市・環境常任委員会の中の002都市整備部（関係資料）となります。

よろしいでしょうか。

資料の、まず5ページをお願いいたします。

まず、デマンドタクシーの概要についてになります。山口委員からご請求をいただきました。

このデマンド交通に関しましては、平成29年度から令和元年度までの3か年にわたり社会実験を実施してまいりました。郊外部におきましては有効な移動手段であることが確認できたため、導入に向け、関係者と調整を行っているところであり、令和3年の秋頃をめどに導入していきたいと考えております。

社会実験において、西部の地域の方より、菰野町の尾高タクシーの利用を希望する声が多く聞かれましたので、タクシー協会のほか、尾高タクシーにも協力をお願いしているところでもあります。

利用方法としましては、実験時と同様、事前に利用登録をいただいた方に、1か月当たり4往復を想定し、500円の利用券を配布する方向で検討しております。

次に、対象地区ですが、市街化区域内に住む方のほとんどは生活サービス施設を利用することができる居住誘導区域内に含まれるため、対象地区としましては、鉄道駅から800m以内、バス停から300m以内の区域を除く市街化調整区域とする方向で検討しています。

対象者の方につきましては、社会実験において、18歳から69歳までの方の利用登録がございませんでしたことから、70歳以上の方を対象と予定しております。なお、利用者数は、これまでの社会実験の結果等を踏まえまして約200人を想定しております。

デマンドタクシーの概要についての説明は以上となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

小林委員のほうからご請求をいただきました、あすなろう鉄道におきます交通系ICカードシステム導入に伴う券売機等の取扱いについてになります。

あすなろう鉄道におきまして現在進めております交通系ICカードシステム、このシステムの導入に伴いまして、券売機の利用は減少すると考えられますが、引き続き一定の利用者の方が券売機を利用することが想定されるため、当面は券売機を残すこととしております。

参考に、他の鉄道事業者におけます交通系ICカードの利用率ですが、2019年度のデータでは、近鉄では7割程度、JR西日本の近畿圏では8割程度となっています。なお、ページ下の円グラフにありますように、近鉄では、定期利用者の8割、定期外利用者の7割の方が交通系ICカードを利用しています。また、JR西日本では、定期利用者の9割、定期外利用者の7割の方が交通系ICカードを利用しており、いずれも定期券利用者の交通系ICカード利用率が高い状況にあります。

現在のあすなろう鉄道の利用者の内訳は、定期が7割、定期外が3割となっており、他の鉄道事業者の利用状況を踏まえますと、導入後は多くの利用者が交通系ICカードを利用することが想定されますので、導入後のICカードの利用率を踏まえ、券売機等の必要性を検討してまいります。

交通系ICカードシステム導入に伴う券売機等の取扱いについての説明は以上となります

す。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

森委員からは、近鉄阿倉川駅の駅前広場の整備計画について資料の請求をいただきましたので、資料7ページの阿倉川駅・駅前整備案より説明をさせていただきます。

この阿倉川駅の駅前広場整備は、駐輪スペースが不足し、道路に自転車がはみ出ており、また、駅前では、歩行者と送迎車両が交錯するなどの課題があることから、駅利用者が安全かつ円滑に乗り継ぎをしていただけるよう、駅前広場や駐輪場の整備を行うものであります。

資料では、駅前広場を青色、歩行者通路を緑色、駐輪場は赤色で、駐車場を黄色で示させていただきます。

駅前広場につきましては、現在駐車場となっている土地の一部と合わせて、送迎車両スペースと歩行者用通路を整備してまいります。整備後の駅前広場は、歩行者通路と合わせると面積が約670㎡となり、現況の2倍程度の広さとなります。

次に、駐輪場でございますが、自転車を利用される方の利便性向上を図るため、駅舎に近い位置となるよう、現在の駐車場の位置に整備するものとし、整備後の自転車の収容台数は現在の440台から150台程度増加し、約590台を収容できる計画としております。

最後に、近鉄が管理する駐車場ではありますが、現在の駐輪場の位置に移設することとし、駐車台数は現状の24台を確保する計画としております。

この駅前広場につきましては、限られた用地の中での整備となることから、駐輪場と駐車場では収容台数を確保するため、待避線部の用地を一部活用することとしております。

この駅前広場整備につきましては、令和3年度に測量と設計を行い、令和4年度には用地買収や工作物補償を行い、令和5年度から工事に着手していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 村田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田です。よろしくお願いいたします。

森委員より、垂坂公園・羽津山緑地について、国体関連事業による遅れの箇所についてと整備の完了年度についてのご質問をいただきました。

資料 8 ページをお願いいたします。

資料といたしまして、上段に、垂坂公園・羽津山緑地の平面図にて計画決定区域を紫色の実線で、供用済み箇所を緑色で着色させていただきました。現在整備を進めている事業認可区域を赤色の点線で示させていただきます、年度別の整備箇所においてお示しさせていただきました。

下段に、補助事業による年度別の計画、実施、遅延整備内容を示させていただいております。また、市単独費の年度別事業費の整備内容を最下段に記載させていただきました。平成28年度までの工事箇所を水色で示させていただきます、平成29年から令和2年度までを各色で表示させていただいております。令和3年度より5年間の事業認可の延伸を行い、令和7年度に完成を考えております。整備の箇所については、南ゾーンの水色の箇所に黄緑色で着色した箇所、北ゾーンの黄緑色で着色した箇所を整備し、5年間で1億5000万円を計上しており、整備内容は下段の表で記載させていただいております。

以上です。よろしく申し上げます。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課の小田でございます。

続きまして、9 ページをお願いしたいと思います。

山口委員から、市営住宅へのエレベーター設置に関しまして、現状の課題やエレベーターの必要性に係る資料請求がございました。

まず、市営住宅の現状でございますが、下記の①のとおり、市営住宅には多くの高齢者が居住しておりまして、高齢化率を見ますと、市内平均では25.8%のところ、市営住宅では42.1%と1.6倍ほどになってございます。さらに3階以上の階にお住まいの後期高齢者、75歳以上の方が99世帯113人おみえになります。

また、市営住宅の募集におきましても、高齢化社会の進展に伴い、入居希望者の多くは階段の昇降に不安を感じられて、低層階やエレベーターが設置されている団地への入居希望をされており、定期募集においては、②のとおり、平均倍率が3.4倍という中、エレベーターが設置してございます大瀬古新町や曙町の高齢者の申込みが多い1DKや2DKタイプでは10倍を超えております。また、昭和40年代建築の前田町でも、1階限定の募集ですと8倍というような形になってございます。ちなみに、この前田町でございますが、2月の定期募集で、1階以外の住戸を3戸募集をさせていただきましたが、応募は2件とい

うような状況でございました。

随時募集におきましても、③のとおり、この1月末時点で25の方が申し込まれておりますが、そのうち19人が60歳以上、16人が平家または中層住宅の1階を希望されてみえます。

こういった状況の中、④のところでございますけれども、中層住宅の2階以上の空き家がかかなり多くなってきてございます。なお、1月末時点で、1階の空き家が45戸というふうになってございますが、2月の定期募集に出させていただいたもの、また随時募集において今後入居手続を進めているものがございまして、本年度末には36戸程度ということになる見込みでございます。

これに対しまして、⑤のエレベーターが設置されている団地につきましては、空室に偏りはございませんでして、1月末時点では7戸の空室がございましたが、2月の定期募集に全て出させていただいております。

以上のとおり、市営住宅の現状といたしましては、入居者の高齢化が進んでいる中、応募においても階段の昇降に負担が少ない住宅を希望する方が増え、高齢者が暮らしやすい住戸が不足しているといった状況になってございます。

今後の対応につきましては、こういった状況やエレベーターの耐用年数を踏まえまして、今後20年以上の使用を見込んでいる中層住宅にエレベーターの設置を進めていきたいと考えてございます。まずは、比較的エレベーターの設置が容易に行える三重団地でと考えてございます。その後につきましては、エレベーターを設置した住棟の入居状況などを踏まえ選定をしていきたいと考えております。

続いて、10ページをご覧ください。

こちらは、三重団地に設置予定のエレベーターのイメージ図でございます。まず、上の北立面図をご覧ください。

市営住宅の中層住宅は、この図面のように階段室タイプとなっております。エレベーターの設置を予定している三重団地28棟はこの階段室が4か所ございます。そこに、図面のように建物と並行して通路を設置いたしまして、各階段室の2階と3階の踊り場、3階と4階の踊り場に接続することを考えております。右下の断面図が接続の感じが分かりやすいかと思えます。エレベーターは1基設けまして、それぞれ階段室に接続する通路につながるということを考えてございます。なお、この図面では、通路は各階段室の2階と3階の踊り場、3階と4階の踊り場に接続することとしておりますが、来年度に詳細設計を行

いますので、その中で4階と5階の間の踊り場にも接続することも検討してまいります。

この図のとおり、階段の踊り場に通路が接続するということから、各住戸からは半階分の階段の昇降がどうしても残ってしまいます。ただ、現入居者の仮移転なしに進めるにはこういった方法が望ましいというふうに考えてございます。

なお、1階部分につきましては、建物の南側にスロープを設置しまして、階段の昇降なしに出入りできるようにしていきたいというふうに考えております。

エレベーターの設置に関しては以上でございます。

続きまして、11ページをお願いしたいと思います。

こちらは、小林委員から資料請求をいただきました市営住宅の空き家の状況についてでございます。平成29年度から今年度末の見込みまでの4年分をまとめさせていただきました。

平成29年度末には349戸でございました未修繕の空き家について、修繕がなかなか追いつかないということで、令和元年度末には376戸まで増えてきておりました。本年度につきましては、建築技師の体制が強化されたこともございまして、8月定例月議会において補正予算でお認めいただいた30戸分を含め、160戸の空き家修繕を現在進めているところでございます。

その結果、コロナ禍の影響で社宅や寮を出ざるを得なくなった方を受け入れる緊急用住戸を確保した上で、近年増え続けておりました未修繕空き家を減らすことができる見込みとなっております。

なお、右の欄に、令和2年度末の未修繕空き家について、各住戸タイプの内訳を記載してございます。簡平と書かれておりますのは、平家建ての長屋を指しております。簡2と書かれておりますのが2階建ての長屋で、住戸の中に階段があり、1階と2階とで一つの住戸になっているものでございます。中耐となっておりますのが、主に四、五階建ての中層住宅で、1階部分とそれ以外に区分して記載をさせていただきました。

続きまして、左下の入退居の状況をご覧ください。

こちらは、過去4年間の入退居の状況と未修繕空き家などの未入居住宅の前年度比を記載しております。

入居者が退去された住宅につきましては、修繕を行って新たに入居者を迎えるもののほか、入居を停止して除却していくもの、修繕後、緊急用住戸として確保していくもの、集会所として地元自治会に使用許可をしているもの、入居者の孤独死などで入居を保留して

いるもの、こういったものに区分して管理をいたしております。

未修繕空き家については、対前年度比で、平成29年度は39戸、平成30年度は21戸、令和元年度は6戸と増え続けてきましたが、本年度は20戸程度減らすことができる見込みとなっております。

説明は以上でございます。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

私のほうからは、自転車横断帯の整備についてご報告をさせていただきます。

ご質問をいただきまして、三重県警察本部へ確認を行わせていただきました。その結果としましては、まず、1番でございますけれども、市内の自転車横断帯の現状ですが、1の表のとおり、設置数が720本、このうち塗り替えが必要な本数を121本と把握しておるといふことのでございました。

また、表記の整備の方針ですが、摩耗して見えにくくなった道路標識は、そのまま放置すれば交通規制が守られにくくなり、交通事故を招くおそれがあるため、県警察において、摩耗度合いや交通事故の発生状況を基に、順次塗り替えを進めていくということでございます。

また、令和3年度は、道路標示の塗り替え予算を前年度の3倍の要求をしたことから、自転車横断帯についても塗り替え整備を進めていくということでございます。

最後に、ご参考に、県警察の道路標示関係予算の推移をお示しさせていただいてあります。

私のほうからの説明は以上です。

○ 谷口周司委員長

説明、ありがとうございました。

これより追加資料についての質疑に入っていきたいところですが、先ほどと同じように、8月定例会月議会で行った市営住宅の連帯保証人についての提言のところにつきましては、改めて質疑の時間を設けてまいりたいと思いますので、それ以外のところで、まずは追加資料についての質疑を行いたいと思いますので、質疑ある方は挙手にてお願いをいたします。

○ 山口智也委員

デマンドタクシーの件で、資料ありがとうございました。一番最初のページ、101分の5ですけれども、ありがとうございました。

これまでの3年間の社会実験を経て、いよいよ本格導入をされるということで、大変期待をさせていただいておりますけれども、少し何点か確認だけさせていただければと思うんですけれども、令和3年の秋頃に導入予定ということでもありますけれども、詳細な内容については大体どのぐらいのタイミングで、議会ですとか市民に対して示していただけるのかということをもまず教えていただきたいと思います。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

システムデマンド交通導入の内容に関しては、夏ぐらいをめどに取りまとめまして、夏ぐらいには実際に運行開始、約2か月ぐらい前には市民の皆様にはお示しをさせていただきたいと考えております。

○ 山口智也委員

周知についてなんですけれども、そうすると、対象者に対して大体夏ぐらいから周知をしていくということでもいいと思うんですけれども、それはこういった手法でされていくのかなと、大体ざっくり周知の方法について教えてください。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

市の広報などを通して皆さんには周知をさせていただきたいと考えております。

○ 山口智也委員

広報だけではなくて、やはり市街化調整区域の各連合自治会であるとか、そういったところにもきめ細かく周知をしていくべきだと思いますけれども、その辺りも間違いなくされていくのでしょうか。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

各センターだよりなどもございますので、そういったものも活用しながら、できるだけ広く広く周知をさせていただけるように検討していきたいと思っております。

○ 山口智也委員

せっかく取組をしても、実験のときもそうだったんですけど、あれだけ周知をしていたとしても、私、そんなの知らんという方もやはりどうしても出てくるので、周知をまずはっきりやらないと後に響いてきますので、ぜひよろしくをお願いします。

あと、実証実験のときもやっていただいていたけれども、例えば具体的にこの町のここから市立四日市病院まで利用するとこのぐらい費用がかかって、相乗りで利用されるところのぐらいで行きますよみたいな、そういう具体的な事例も載せていただいていたけれども、こういったことも今回もしっかりやっていただくということによろしいでしょうか。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

その辺りのおおむねの距離ですとか、おおむねの利用料金についても皆さんにお示しできるようにさせていただきたいと考えています。

○ 山口智也委員

次に、対象者についてなんですけれども、これまでの実験で大体200人ぐらいが利用されるんじゃないかということで、それに基づいて今回900万円の予算立てもしていただいていると思いますけれども、実際70歳以上の人口が、本市で大体どのぐらいおられて、そのうち市街化調整区域で公共交通の空白地に何人おられるのかというのを、今もし分ければ教えていただきたいと思いますと思いますが、今、分かりますでしょうか。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

市街化調整区域に住む70歳以上の人口はおおむね1万2000人と把握してございます。また、市街化調整区域のうち、駅から800m、バス停から300mの範囲を除く地域に住む人口はおおよそ4800人と想定してございます。

○ 山口智也委員

今回、補助をする対象者というのは、分母は4800人で、そのうちの利用が大体200人というふうに見ているということですか。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

そのとおりです。これまでの実験の結果を踏まえまして、市街化区域の割合が最も高かった三重地区を除く6地区のうち、利用率が最も高い地区の利用率、約4%弱でございましたが、その利用率を最大値と想定して、4800人の4%弱ということで約200人という数字を設定してございます。

○ 山口智也委員

そこは今後の周知のやり方とか時代の変化というところで、また変化もしてくるでしょうし、当然減ることはないと思いますので、しっかり見ていていただきたいと思います。もし利用者が想定を上回ってきた場合、今想定しているタクシーの手配、この辺りは大丈夫なんでしょうか。とりあえず令和3年において。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

今回、実験のときはタクシー協会さんの5社に依頼をさせていただきました。実験の中で、利用者さんにアンケートを取ると、西部地域の菰野町の尾高タクシーをふだん使っているというようなお声もございましたので、今回新たに菰野町の尾高タクシーさんにも協力をお願いしておるところです。エリアとしては広がりますが、尾高タクシーさんが入っていただくことで、できるだけ多くの皆さんに使っていただけるような内容にしたいと思っています。

○ 山口智也委員

想定を万が一上回ってきたとしてもしっかりご協力いただけるように、そこは事前の調整をしっかりやっていただきたいなと思います。

それから、対象者でもう一点、実証実験で、18歳以上の免許を持たない方については、

ここで利用がなかったので今回も対象から完全に外しているというふうに思いますけれども、今後ずっと状況を見て、時代の変化もあって、今、なかなかマイカーを持たないという若者も増えてきているというふうに思いますし、この辺りもしっかり動向を見ながら、また補助の対象者の変更というのも今後もあるかと思しますので、動向をしっかり見ていっていただきたいと、これは意見でございます。

それから、もう一点、相乗りについてなんですけれども、先般の一般質問でも部長のほうからいろいろお話がありましたので勉強させていただいたんですけれども、これまでの実験から、市街地から遠い区域で比較的利用料金が高くなるようなエリアについては相乗りの率が高くなるということでもありますので、その辺りは、今後相乗りをしやすいような仕組みというのも考えてみえると思うんですけれども、その辺りだけ少し、検討しているところがあれば教えていただきたいと思えます。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

対象者さん同士が相乗りをしていただくことで、全体の利用料金の割引率が多くなるということもありますので、できるだけ多くの方に相乗りしていただけるような仕組みも今後検討していきたいと思っております。

○ 山口智也委員

先日の一般質問でも部長から具体的に、例えばだと思えますけれども、アプリの活用であったりとかというお話もありましたので、そういったことも具体的に、なるべく早めにそういうことも検討していただいて、皆さんが使いやすいような仕組みをつくっていただきたいと思えます。

○ 稲垣都市整備部長

実はこのアプリですけれども、自動運転の社会実験をさせていただくとき、模擬的に予約をしていただいて、乗って決済をしていただく。こういった方向で進めてまいります。その中で、アプリを使ってタクシーを予約していただけるようなものにしたいということで、これ、まだ決定ではございませんけれども、そういったところを今探っているところでございます。そういう形の中で気軽に予約していただけるということになれば、それで

相乗りを促すというのでは、直接的ではないんですけども、これは市街化調整区域が主役なので、やっぱり人と人とのつながりって非常に近いですので、そういったところで気軽に乗っていただけるようになると、そういったものになるのではないかというふうに考えておまして、そういう形で今進めているものが様々リンクして、将来的には交通がうまくいく、そういった方向で考えていこうということで進めております。

○ 山口智也委員

先ほどおっしゃったアプリとか、利用しやすい環境整備ということもしっかりやっていただきたいと思えますし、また、郊外部では、やはりタクシーだけで中心市街地に来てもらうということもあると思えますけれども、一方、タクシーだけでは事業料金が非常にかさむということで、鉄道駅まではバスやタクシーを使って、そこから公共交通を使っただけというつながりにも非常に大事な環境整備かなと思えますので、そういったこともしっかり抱き合わせて取り組んでいただきたいと、ぜひ成功していただけるように期待しております。

以上です。

○ 井上 進委員

関連してちょっとお話をさせていただきたいんですけども、この対象地区、鉄道駅から800m、バス停から300mというふうな形で区切っていただいています。ただ、正直70歳以上の高齢者の方が、片道800m、往復1.6kmになるんですよね、その距離を歩くというのは非常につらいかなと思うんですよ、私としては。できればこの距離をもうちょっと短くしていただきたいなという、これは希望なんですけれども。でないと、例えば、ほとんどが病院やそういった部分であれば、手ぶらでの行き来になるかと思うんですけど、買物になると帰りに荷物を提げて帰ってくるという形になろうかと思うので、そういったものの考慮ができたらなど、ありがたいなというふうな形で私は考えておるんですが、その辺のご検討はいただけるかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

公共交通不便地域の設定につきましては、国において様々なモデルケースが示されてお

ります。その中でも、四日市市の立地適正化計画の中でも、駅から800m、バス停から300mということで公共交通の利用圏域を設定させていただきました。この範囲については、国の示された中でも非常に小さいエリアということになってございます。バスを取り巻く環境というのも非常に厳しいものがございまして、この駅から800m、バス停から300mの設定に関しては、バス事業者さんとの調整の中でも、何とか駅から800m、バス停から300mであれば、バス事業者としても協力させていただくというような回答もございましたので、今後、駅から800m、バス停から300mの中で対応していければなと思ってございます。

○ 井上 進委員

今はそういう形でしかできないというのであれば、できる限り前向きな形でちょっとご検討も、頭の中の片隅にでも置いていただければと思うんですが。

あと、もう一点。先ほど相乗りの話もありました。そういった部分、確かに相乗りすれば安くはなるんですが、1回とかちょっと行くという場合で、ご近所の方と相乗りというのはやりやすいんですが、都度都度というのはなかなかやりづらいという意見もかなり、うちのほうからも聞こえてくるので、そういった部分もまた、今回はこれ、1乗車当たり利用券は2枚までオーケーということで、1000円分までオーケーという形にさせていただいて、これはありがたい形かと思っているんですが、その辺をうまくできるような形になればなおさらありがたいなと。

あと、もう一点は、以前、タクシー事業者のほうから、西のほうはやはり遠いから、なかなか朝の忙しいときは行けないんだというようなお話もたくさんあるので、できる限り、今回それで尾高タクシーさんとか、そういった部分も入れていただいているかと思えます。ですけれども、少しでもそういった利用者があるところへ早くつなげるような、そういった体制の依頼というか、そういったものをぜひとも、市のほうからもタクシー協会さんなりにご依頼をお願いしたいなというふうに思っております。

○ 谷口周司委員長

ご意見でよろしかったですか。

○ 井上 進委員

そうです。

○ 小林博次委員

デマンドタクシーに関連させてください。

どの辺りを想定しているのかちょっと分からんけど、駅から800mとすると、大体、人間が歩くのは時速4km。そうすると、平坦なところの話で20分かかると高齢者はなかなか難しいのと違うかなという、成功を祈るというだけやけど。

それと関連して質問したいのは、タクシー会社は減便に今ずっとしているわけね。コロナでタクシー利用者が激減しているのでタクシーを減らした。減らした後、タクシーを呼ぶと本当に来るのかね。その辺りをきちっと対策しておかないと。話は分かったがちょっとも来てくれやん。こんな現象を起こさへんかなということで、タクシー会社とどんな話になっているのか、その辺だけを聞かせてください。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課、土井です。

タクシー会社さんとしては、朝夕、特に通勤時間帯は出張の方々の送迎にかなり忙しいというお声はいただいておりますが、可能な限り協力させていただくというような声は聞いてございます。

○ 小林博次委員

どこのタクシーの話。タクシーを呼んだって来やへんよ。どこのタクシー会社か知らん。成功を祈るとのことやから。あと、きちっとやはり具体的にタクシー会社、複数あるので、そこと個別にきちっとして、配車できるタクシー会社があればそういうタクシーが来るということをあらかじめ知らせておかんと、使う人が使わなくなる。そういうことがあるので、それだけ配慮してください。

あと、資料をいただきました。101分の6のあすなろう鉄道の交通系ICカードシステムの導入で、導入される時は一遍にしてくれるということでもいいんですけども、ついこの前もテレビを見ていましたら、ヤフーとLINEが新会社をつくってPayPayを使う。鉄道系が1人勝ちをするのかなというふうにこの前までは思っておったんやけど、これ、規模が大きいと世界的なものになってくるので、そうすると、日本人だけがあすなろう鉄道を利用するわけじゃないとすると、果たして決済方法を一つだけ導入するだけで

対応できるのかなど。従来だと、交通系の I C カードでも独り勝ちしておったからそのままいけるかなと思ったけど、国際的に通用するのが出てくると、一つだけ取り組むというのはまずいのと違うかな。そんな気がしたので、ちょっとここで、加えてその辺り、お聞かせいただきたい。

○ 稲垣都市整備部長

まず、キャッシュレス化の流れというのは、我が国においても進められているという中で、交通の中では交通系が扱われているというのが非常に高いわけですがけれども、これはキャッシュレス決済という部分で見えていくと、1位が今のところ楽天カード、2位に交通系がつけている、こんな状況になっております。

その中で、あすなろう鉄道といったことに関して考えますと、まず、ローカル線で、近鉄であったり、そういったものをつながって行って機能を果たしているというところがございまして、まずは交通系の I C カードが使えることで、そういった乗り継ぎの抵抗をなくしていくと、これは第 1 弾だというふうに考えております。

これから先の部分ですけれども、キャッシュレス社会の進展、これはどうなるかといったところにおいて、これは各カード会社であったりですとか、そういったものの統合であったり、そういったものも当然出てくるというふうに思っておりますので、そういったところはしっかりと注視しながら、時代に遅れないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○ 小林博次委員

ありがとう。

いずれにしても、やっぱり時代の流れを反映できるような、そういうものでないとまずいかなというふうに思うので、その辺りだけ配慮してください。

それから、その次の市営住宅の空き家。この表でいくと、平成 29 年度が 39 戸、平成 30 年度が 21 戸、令和元年度が 6 戸、令和 2 年度が 20 戸減った。平成 30 年度という数字でいくと、その中に空いているところ全部入っているの。それ以前のやつは入っていないのと違う。ちょっとその辺りを説明してくれる。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

未修繕空き家の総数につきましては、上の表の、青みがかかった部分のところに未修繕空き家という項目がございます、例えば平成29年度末ですと全部で349戸、平成2年度末の見込みが356戸となっております。

○ 小林博次委員

やっぱり改修費をもっとつけないと減らすのは無理やと思うんですけど、その辺りはどうですか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

昨年の8月の定例月議会にも30戸、補正でつけていただきまして、今年度、160戸をめぐりに進めておりまして、来年度も同じ戸数、160戸を修繕したいというふうに考えて予算要求をさせていただいております。

○ 小林博次委員

そうすると、160戸、2年で320戸。そうすると、大体空き家らしきものは解消できるというふうに思うので……。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

先ほど、一番初めに小林委員がおっしゃられましたマイナス20戸というのが、実は令和元年度末で376戸の空き家がありましたものが、令和2年度末では356戸前後になる見込みという形で、今年度160戸やってもその程度という形になってございます。今年度、少なくなっていく傾向になりましたので、来年度160戸をやればもう少し加速はすると思えますけれども、入退居の状況をちょっとご覧いただきますと、退居戸数が、戸数としましては大体140戸前後、毎年ございまして、そのうち除却していくものに関しましては、やはり15戸から20戸ぐらいございますので、実質120戸ぐらいが何らかの形で次にまた使っていく空き家ということになってございまして、それを単純に160戸から120戸を引きますと、恐らく40戸程度は来年度は減らせるのかなというふうに考えております。

○ 小林博次委員

口で説明してもらわなくても、資料請求をしているのやから、見たら分かるような資料をこの次は作ってくださいね。今回はこれでいいです。

市営住宅の入居で、例えば高齢者が非常に多いんですけど、高齢者のうち、自分の子供たちはうちを建てて、高齢者が市営住宅に残っているというのが随分多い。ところが、子供たちが住んでいる近所には空き家が出てくると。この空き家を修理すると親を寄せることができる。今までの話は、親の近くに空き家があったら、そこに子供が行って親の面倒見れるなど、こういう話やけど、逆さまな対応ができるような、そんなことが出てくるので、その辺り、政策的に考えていただきたい。これが一つ要望ね。

それから、もう一つ、単に空き家を減らすということだけではなしに、高層の市営住宅の使い方としては、その場所に高齢者の、例えば小規模多機能型居宅介護を配置するだとか、様々な対応をしていかないと時代の流れには合っていない。元気のええ人が市営住宅に入るのと違って、そこに住んでいるとそこが都になるので、その辺りの対策をやっばり取っていくべきではないかと。そういう対応をしているところは住宅が満杯で、かなり成果が上がっている。これは四日市市以外の、主に東京圏の成功例の話ですけど、そういうことを四日市市でもやるとやはり成功できるのと違うかなと。住んでいる人に親切に対応したことになりませんかということをおもうので、二つ目の要望としておきます。

○ 谷口周司委員長

ご意見としてお願いいたします。

○ 森 康哲委員

デマンドタクシーに戻っちゃうんですけど、いいですか、関連で。

小林委員が言われたように、本当に迎えに来てくれるかどうかというのは非常に大事やと思うんですけども、タクシー会社によってはもう日曜日、祝日は営業されていないところもありますし、実際に交通弱者と言われる方が住んでいるところというのは、タクシーが来てくれないんですよ。電話で迎えに来てって予約しても費用がかかる。そこまで行くのに。四日市の中心街にもタクシーがおって、西部のほうで予約したいんだけど電話をかけたら、時間帯によっては30分、40分、もっとかかる時間帯もある。それだけか

けて100円しか予約のお金を上乗せできないんですよ。これではやはり根本的にタクシー会社はうんと言わないです。であるなら、もしこれをやろうとするなら、別途予約料金は行政で持つと。1回につき1000円とか、タクシーの料金以外に制度として行政持ちでやらないと、なかなかこれ、うまくいかないと思うんですけど。そういう考えはないんですか。ただ話し合いだけでお願いするだけだったんですね、タクシー協会とは。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課の土井です。

デマンドタクシー以外に、通常タクシーサービスは、迎えに行けば、ある程度遠方まででも100円という仕組みの中でやっておりますので、それと同様の形をお願いをしております。別途、予約料金を行政で持つというような話し合いは、これまでは行ってございません。

○ 森 康哲委員

今の現状でもそういう、もう断られるケースがあるんですよ。病院へ行きたいけど、その時間帯はごめんと言われるケースがあるのに、そこを行政的に助けてあげないと、幾ら利用しようと思ってもできないと思うんですけども、部長、どうですか。

○ 稲垣都市整備部長

まず、公共交通に対していろいろ支援をしています。その中で、行政が1回の移動にかけているお金、こういったものを見た上で料金の設定もしておりますので、今の段階ですらにそれを上乗せしていくということになると、非常に手厚い形になってしまうので、なかなかそこは難しいなというふうに思っているということは一つあります。

その中で、タクシー協会と話している中でも、基本的に行政がやっているところには協力はしたいということをおっしゃっていただいています。ただ、普通に市街化区域にお住まいでも、タクシーの予約がいっぱいなので来れませんということは、やはりこれはあることではございます。

そうした中で、今回は本格的な運用というふうに言っていますけれども、ちょっと時間の軸を延ばした社会実験的なものになるのかなというふうに思っています、まずはできる最小限のところから始めてみて、できる改善点であるとか、ほかのもので補わなければ

いけない点とか、そういったものをいろいろあぶり出していくという作業が一緒に入ってくるというふうに認識をしています。

いろいろご意見いただいていた、タクシーだけじゃ高いので、途中で乗り継げるところ、これは、バスの乗り継ぎ拠点の整備に入っていますし、そういったものを総合的に展開していく中で、少しでも皆さんに公共交通で移動できるようにしていくというのがまず1点でございますので、当然いろんな問題が出てくるというふうに認識しておりますけれども、まずは第一歩を踏み出していくということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○ 森 康哲委員

ちょっと理解できやんのやけど、やはりタクシー協会も利益を出して、それで協力するという形だと思うんですよ。損してまではしない、民間の業者さんは。それを理解しないと、やはり遠いところまで100円で迎えに行って、一番近い駅まで、初乗り運賃だけでタクシー券を500円使われたら大赤字です。それをタクシー協会のほうへお願いするわけでしょう。それだったらなかなか乗りづらいと思うので、その辺も、やはり事業所は事業所なりの支援をしないと、両方がうまく、使うほうも使われるほうも、やはりウィン・ウィンの関係にしないと駄目だと思うので、やはりこれは再度検討していただきたいと思えます。

要望にとどめますけれども、次、いいですか。

○ 谷口周司委員長

1時間過ぎておりますので、一応10分休憩として、午後2時15分から再開とさせていただきます。

14：05 休憩

14：14 再開

○ 谷口周司委員長

では、休憩前に続きまして審査を続けていきたいと思えます。

では、ご質疑ございましたら挙手にてお願いいたします。

○ 森 康哲委員

阿倉川駅の資料ありがとうございます。

駐車場と駐輪場をまず入れ替えて整備をするということなんですけれども、まず、この駐車場というのは民間の駐車場なんですか。それとも市営になるんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

この駐車場につきましては、近鉄が管理していく駐車場となります。

○ 森 康哲委員

近鉄さんが、民間ですわね、民間事業者が運営する駐車場を市が整備するのか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

整備といいますか、先ほどちょっとご説明もさせていただきました。資料、この赤で塗らせていただきました駐輪場が今現在は駐車場として整備をされているところでございます。駅利用者の方が少しでも利便性が上がるということで、駅舎に近いところへ移すということで、機能回復ということで、この駐車場は市のほうで整備していくというものでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、この駐輪場の底地は、入替えをして市のものになるのか、近鉄に借りているのか、どちらでしょうか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

この駐輪場の底地は基本的に民間というか、近鉄ということで、この辺は有償借地という形で進めていきたいと思っております。

○ 森 康哲委員

そうすると、土地自体は全て民間事業者で、有償で近鉄に土地を借りて駐輪場のほうは無償で市民に貸し出すと。それか、有償にするんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

こちらの駐輪場の使用につきましては、基本的に無償でお貸しするような形で考えております。

○ 森 康哲委員

近鉄四日市駅の駐輪場、自転車貸出しをやっておるところの駐輪場はたしかお金を取って貸していると思うんですけど、そことの違いというのは何か条例があるんですか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

条例ということでしたので、今、近鉄四日市駅の南と北の駐輪場がございますけれども、この駐輪場について料金を設定した条例は持ってございます。ただ、ほかの一般の、この駅に限らず多くの駅に駐輪場があるんですけども、そういったところの条例というのはいりません。

○ 森 康哲委員

そうすると、それは何か線引きがあるのか、建物に対しての目的外使用というのか、何かそういう条例なんですかね。利用料金を取ってもいいというのは。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

近鉄四日市駅の北と南の駐輪場は、過去に整備するときに日本二輪車普及安全協会に頼んで造ってもらったんです。そのときに、有料の駐輪場となるように条例を整備したと捉えています。そのほかはそういった条例、いわゆる規則になっておりませんので、無償でお使いいただいているというようなことになってございます。

○ 森 康哲委員

この駐輪場、今回この阿倉川駅に接する駐輪場はたしか屋根つきで、ガレージみたいな屋根がずっとついている駐輪場に思うんですけど、ほかの駅前、例えば霞ヶ浦駅なんかは何も、更地のところに線だけ書いてあるだけやと思うんですけど、その辺の違いは何か、今後はもう全部屋根つきにしていくのか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

今回の阿倉川駅につきましては、先ほども説明させていただきました、いろいろ危険な状態があったり、駐輪スペースが不足しているという課題がある中で、駅の利用者が安全かつ円滑に乗り継ぎをしていくための整備というところでございます。

この駅前整備につきましては、当然整備した後についてもこの駅を利用していただくためには、当然電車の利用者の方も駐輪場を使っていただくための利用環境を整えるというところで、今回は、この駅前整備に併せて屋根つきの駐輪場の整備を進めていくというところでございまして、今、現時点で全ての駅の駐輪場に屋根を整備していくというところではなくて、例えばこういった駅前広場整備であったり、駐輪場整備といったような機会を捉えて屋根つきの駐輪場の整備に取り組んでいきたいとは考えておるところでございます。

○ 森 康哲委員

ちょうど霞ヶ浦駅東側も駐停車場所を造るのに駐輪場を移動させて、ここと規模は違えども、同じような意味合いだと思うんですが、霞ヶ浦駅のほうには屋根がなくて、こっちには屋根つきというのは、市民の目から見ると、どうしてなのと説明を求められるんですよ。こうこうこういう理由でここは屋根つきが必要なんですよって説明が要ると思うんですけど、その辺の考え方、教えてください。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

先ほど、森委員からご質問もありました、今現在整備を進めております霞ヶ浦駅につき

ましては、もともと送迎車両スペースがないというところで、既存の駐輪場を活用しながら今整備を進めさせていただいているところでございます。そういったところで、今の駐輪場を確保するために、駅構内、ちょうど線路側にスペースがございましたので、そちらへ移設するという整備を進めさせていただいたというふうに私ども考えております。阿倉川駅の場合につきましては、こういった一帯の駅前広場整備というような取組という中で、少しこの整備の手法を今、考えているというところでございます。

○ 森 康哲委員

あんまり説明が分からんのやけど。

同じ阿倉川駅で質問を変えますけども、安全対策で、以前から線路の東側からも乗れるようにという要望もあったり、以前は羽津のほうからも乗り口があったんですけども、その辺の要望とか、聞いていないですかね。今回に合わせて線路の待避線のところがスペースが大分あるので、西側はそれを活用して、今回、駐輪場とか駐車場とか、スペースを有効活用するというので整備ができると思うんですけど、東側も線路の待避スペースがあるんですよ。その辺の活用というのは何も考えられていないんですかね。

○ 伴都市整備部理事

まず、この阿倉川駅の今回の整備に関しましては、地域でのまちづくりの中で話があったというところが一つきっかけにはなっております。そういう中で、こういう形に整備していこうというところでも、いろいろ地域との対話の中でこういう形を決めていってございますので、そういう声なかったかというお話ですけど、地域で、この地区の方とお話ししていく中では、その中では東口設置というお話はいただけていなく、おおむねこの形で今、地域の方のご了解はいただいております。

○ 森 康哲委員

所管事務調査で、危険性のあるバス停の箇所にも挙げられていたと思うんですけども、阿倉川駅の北側の線路際にあるバス停。実はその踏切自体がすごく危険で、片側にしか歩道がない。東側には大きな事業所、工場があったり学校があたりと、非常にその踏切を渡る人が多いんですけど、往々にして歩道がないほうを渡っている。それで、危険じゃないかというのが地元からの声なんですよね。それを何も地元の声を聞いていないとすると、

少し乱暴なんじゃないかなと。

阿倉川駅がある底地は海蔵地区になりますけれども、利用者は、半分は羽津地区の人が利用する。そういう現状があるのに、声すら聞いていないというのはいかがなものかなと思うんですけれども。

○ 伴都市整備部理事

声を聞いていないというお話をさせていただきましたのは、地域と話をさせてもらって、この形を決めていく中で、そういうご要望的なお話は伺っていないという形でお話しさせてもらいました。

最初におっしゃられた、バス停に絡んで踏切のところの歩道のお話もいただいておりますけど、バス停のところ、たしかあそこ、横断歩道が設置されていたかと思うんですけど、北側から渡る方も多という事実は確認してございますし、踏切の部分では渡れないというところがございますが、すぐ踏切の西側のところ、横断歩道がございますので、そこで渡っていただいて、駅のほうに移動していただくのかなとは思っております。

○ 森 康哲委員

踏切に歩道がないということです。南側にはあっても北側がないから、踏切を渡る人が非常に車との交差する確率が高くて、あそこは大型車もたくさん通る踏切なので非常に危ない、危険箇所だなというふうに地元は捉えているんですよ。東側にもし入り口を造ってもらえばその危険性は回避できるので、そういう可能性は、話は議論されたのかなというのでお聞きしたんですが、それすらもされていないとなると、どこの地域の人らと話をされたんですか。この阿倉川駅の改良に関して。

○ 伴都市整備部理事

繰り返しになりますが、海蔵地区のほうでのまちづくりの中でのご提案というか、お話もいただいておりますので、場所としては海蔵地区だというお話もいただきました。そういう中で、海蔵地区のまちづくりの方々のお話をさせていただきます。

○ 森 康哲委員

できれば羽津地区の中でも関係がある自治会を特に耳を傾けていただいて、やはり施策

に反映するべきだと思いますし、今回は間に合わないにしろ、やはりその声は聞いて議論するべきだと思うので、その辺は理解していただきたいんですが、どうでしょうか。

○ 稲垣都市整備部長

まず、駅を中心としたまちづくりを今進めておりますので、その一環として、地域の声もありましたけれども、まず、鉄道事業者、こちらと協議が整わないとなかなか進まないというところがございますので、今回この形で理解を得たという形で、まずこれで進めさせていただきたいなというふうに思っています。

ただ、駅に至る動線、これを安全にするということは、これは極めて重要な案件であるというふうに思っています。そうした中で、駅の動線というものを改めて見直していこうというふうに、これは道路も含めて考えている部分でもございますので、そうした中でできる対策などについては十分検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

○ 森 康哲委員

よろしくをお願いします。

○ 井上 進委員

先ほど、駐輪場の話が阿倉川駅と霞ヶ浦駅という形で出たんですけれども、富田駅の駐輪場を広げるという話もお伺いしておりますので、そちらのほうの駐輪場というのはどういう形式になるのか、その辺のちょっと確認だけさせていただいてもよろしいですか。

○ 稲垣都市整備部長

正直言ってどうしようかなというふうに迷っているところであります。と申しますのは、富田駅の東側の駐輪場というのは暫定的にお借りして増設を図っていくということなので、この時点でどの程度の整備にとどめるかといったところは少し考えどころだというふうに思っています。

先ほど、森委員からも駐輪場の屋根の話がございましたけれども、近年整備してきているものについて、大規模なものは屋根をつける方向でやってきていますけれども、既存の駅でも、やはり利便性を考えると屋根がついているほうがいいのかといった部分もあるので、雨が降った日とふだんの日でどれぐらい利用が違ってくるのかを、一回ちょっとちゃんと

調べてみるようにという指示を、実はまだ私のほうから出したばかりでございます。そうしたものを踏まえながら、整備の方向については考えていきたいということで、今のところ、すぐにどうやってやるというのは言えないので、申し訳ございません。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 森 康哲委員

垂坂公園・羽津山緑地の年次計画を出していただきまして、ありがとうございます。

この公園も環境事業団が整備して25年になろうかというところだと思うんですけども、予算はつけども、国の補助がなかなかつかずに減額ばかりを繰り返している状態がここ数年続いている状態だと思うんです。

しかし、やはり安全対策とか、著しく現況に合わなくなっているところの整備というのはやっていくべきだと思いますし、景観が大事なんですよね。展望台を何か所か整備していただいているけども、その景観自体が非常に木が生い茂って見づらくなってしまっている。以前は、花火大会などは、もうここ、ぎっしりと人が来て、みんなが楽しむ憩いの場になっていたのが、今、全く見えなくなって、誰も来ない。

それはいい悪いは別にして、やはり機能的にきちっと役割を果たす、せっかくいい環境で造っていただいている公園なので、そういうところの整備というのはやはりきちっと管理もやっていただきたいんですけども、年次的のやつを見ると、大きなものは大体続いているんです。大体省かれるのはそういう細々したものが省かれていっていると思うので、やはり隔年とか3年に1回ぐらいはそういうところを集中的にやれるような予算組みも必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 村田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田です。

今、委員からおっしゃられました整備については、こういう形というのもあります。それと、景観とか、皆さんが利用していただくことのそういう整備、もうちょっとできておるところの整備というか、維持も含めて、上手に皆さんが楽しんでいただけるようにというのも一度、どういうふうにやっていけばいいかということで、また予算にも計上させて

いただいて、できるだけ皆さんに使っていただけるようなものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員

ぜひみんなが喜んで使っていただけるような環境をお願いしたいと思いますし、この公園の下側というか、斜めに走っている道路計画があるんですよね。泊鵜線やったかな、何か道路計画、都市計画がうってあって、こういう形で真っすぐ公園も、定規ですっと線を引いたような形に計画区域内に設定されているんですけども、これを見ると、左端のほうだけ計画区域が外れていて、山の部分が残っていますね。これは何でここだけ外しちゃうんですか。計画区域に入っていないんですよね。だけど、現況も山林になっていて。今、駐車場を造ってもらっている、もう少し北側です。

○ 谷口周司委員長

誰か、お答え。

○ 佐々木市街地整備・公園課副参事

市街地整備・公園課、佐々木です。

今、委員おっしゃられる場所につきましては、垂坂公園の都市計画決定からは外れておる区域となっております。公園としての整備というのは、現在のところ予定しておらんような状況でございます。

○ 森 康哲委員

それがなぜか、理由があるのかどうかを聞いているんですけど。

○ 谷口周司委員長

なぜ外れているかですね。

○ 森 康哲委員

もう少し具体的に聞きたいんですけども。白地で右側のほう、北側のほうは住宅地がもう既に建っていて、含まれているけれども、ここはもう整備できないというのは理解で

きるんですよ。だけど、そうじゃなくて、今、現況が山林で、だけど計画区域から外れている地域、これは何か理由があって外してあるのか。

○ 稲垣都市整備部長

ちょっとそのときの計画決定まで遡らないと確かな理由は分かりませんが、計画決定をするときは、おおむね道路とか、そういったもののところでエリアを区切っていくということが多いです。多分、先ほど委員から指摘があったように、都市計画決定の道路があるので、そちらのラインはそれで決まったと思います。

一方、現道がこれ、こういうふうに入っていく細い道があるんですね。そちらの道路沿いのところで、これは計画決定されているように見受けられますので、当時はここまでという形のところで意思決定がされたのではないかというふうには推測できます。

○ 森 康哲委員

質問でもあったように、羽津公園の廃止で、垂坂公園と霞ヶ浦緑地で大規模な公園があるからと、身近にあるからというので見直しをすることになった理由の一つであると思うんですけども。やはり少しでも緑の面積を確保していこうとするなら、ここの区域は欲しいところだと思うんですけども、こういうのは全然見直しもしないんですかね。このまま宅地に開発されても、もういいと。

○ 稲垣都市整備部長

まず、ここの部分ですけども、委員ご指摘のように、ここは市街化区域内ですので、宅地開発をしようと思えばできる、そういった場所でございます。

ここを緑として残さなければいけないのかどうかといったことについて、まず今の現行の考え方といいますか、今の緑の基本計画等につきましては、今ある計画決定をベースにして、その分で事業化している部分を公園化していると。そういう形の中で緑の確保の目標設定をしていますので、そういったことからいうと、この部分について、緑の目標に入っているかというところと入っていない、そういう状況であります。

こういったところでの緑の重要性とか、これを入れることによって非常に効能が増進されると、そういったことになると、それはやっぱりしっかりと全市的な議論を、これ、大きい公園ですので、そういった上でも判断をしていかなければいけないのかなというふ

うには思います。

現状といたしましては、なかなか整備をしない計画決定というのは今もう我々はしてなくて、整備を前提とした上で都市計画を決定していくと、そういう姿勢で臨んでおります。これは過去に計画決定したのがなかなか整備できていないと、そういった状況も踏まえて、そういう姿勢で臨んでいるんですけども、そうした中では今、事業認可区域ということで、点線で示させていただいているところ、この部分については、今のところ国の補助をいただいて整備ができるという区域でございます。この整備が終わった後に、これは従前からもお話をさせていただいていますけれども、人口1人当たりの緑地面積が10㎡を超えたということで、国の支援がなかなか得られないということですので、そういったことを計画決定で広げていくということで、現時点ではなかなか難しいところもあるなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

やはり道路より東側ぎりぎりまで今、民間の宅地開発が来ていて、どんどんどんどん山がなくなっている状態なんですね。さらに、調整池も造らず、小出しにして開発をするものですから、今、ものすごく水害で困っている状態なんですよ。これ以上、やはり山を崩されたくない。であるなら、やはり行政で縛りをかけてもらうか、何らかの手だてをしないと、どんどんどんどんなくなってしまうので、この辺はやっぱり目を向けてもらいたいと思うので、これも要望にとどめますけれども、道路計画に合わせてこれは線を引いているんだから、その辺も一緒に、合わせ技で、今、計画がないととおっしゃいましたけど、道路計画はあるわけですね。線は書いてあるわけですね。その辺もやはり理解していただいて、今のうちに何か考えていただきたいなど、強く要望して終わります。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 山口智也委員

9ページ、10ページの資料です。ありがとうございました。高齢化に対応した市営住宅の在り方ということで、三重団地のエレベーターの設計についての資料をいただきまして、

ありがとうございます。

資料を見せていただいて、市営住宅の高齢者の割合の非常に高いということとか、エレベーターのニーズというのは非常に高いんだとか、また、逆にエレベーターのないところの上層階については非常に空き室が多いんだということが改めての資料で分かりまして、今回の28棟の改修の必要性というところを、数字でよく理解したところであります。

ちょっと基本的に教えていただきたいのが、まず、エレベーターの耐用年数を踏まえというふうに書かれておりまして、今後20年以上使用する中層住宅で設置していくということなんですけれども、ということは、エレベーターは耐用年数は20年ぐらいということですか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

私も聞き及んでおる限りでは20年程度というふうに聞いております。

○ 山口智也委員

今回、この28棟は、先ほど説明でエレベーター1基というふうに聞きましたけれども、1基を設置して、あとは横で移動していただくというイメージでよろしいですか。

○ 小田市営住宅課長

そのとおりでございます。

○ 山口智也委員

今回、三重団地を改修していただくんですけれども、人気のあるエレベーターのついて、曙町であったり大瀬古新町であったりということで、割とまちの中心地にあるところで非常に人気が高い。まちの中心やし、エレベーターもあるということで非常に人気が高いというのは分かるんですけれども、三重団地も非常にいろいろ利便性が高いので、ニーズは非常にあると思うんですけれども、今回、28棟にコストをかけるわけですけれども、費用対効果というか、コストの回収というのはしっかり見込めるのかなというところだけ、見通しだけ、十分ニーズはあるということなのかということ、見通しだけ教えていただきたいと思います。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

三重団地の28棟にエレベーターをつけるに当たって、その費用を回収できるかということでございますけれども、設置に当たりましては、当然、国庫補助等をいただきながら事業は進めてまいりますけれども、ただ、やっぱり1戸当たりにしなくても結構高額になってまいります。市営住宅のお家賃、平均家賃が大体1戸当たり1万4000円程度ということをお話ししますと、なかなかその分を20年で回収できるかといいますと、その辺りは難しいのではないかと思います。

ただ、以前計画しておりました石塚町、小鹿が丘の建替え計画がなくなる中で、また、市営住宅の戸数そのものが充足している中で、今あるものに少しでもそういう使いやすい住宅を増やしていく、そういう視点で設置をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 山口智也委員

聞き方が私も間違っていました。費用対効果といふとなかなかそれは難しいと思いますが、ただ、今回改修する三重団地28棟については、上層階の空き室についてもすっかり埋まっていくという、そういう見通しであるのかということだけ教えてください。

○ 小田市営住宅課長

今回設置する棟に関しまして、上層階が全て埋まっていく見込みかということですが、先ほど委員もおっしゃられましたとおりに、今、エレベーターを設置させていただいておりますのが大瀬古新町と曙町ということで、比較的中心部に近いところにあるということと、もともと当初からそういう設計に基づきまして、階段を歩かなくても使えるという、そういった造りになっておりますけれども、今回設置を考えておりますのは、やっぱり入居者が住んだ状態で設置を進めていくという中で、どうしても階段の踊り場部分に接続をするという形しか取れないのかなということ、各住戸からは半階分の階段が残ってしまいます。この辺りがこれから応募されてくる方にどのような影響を与えるかということも、やっぱりちょっと様子を見てみないと分からないのかなということもございまして、やっぱりまずは三重団地の28棟でやってみて、その辺の状況を確認しながら、次の

ことを考えていきたいというふうに今のところ思っております。

○ 山口智也委員

分かりました。しっかり様子見ていくということですね。

今後、エレベーターを今回設置してみて、非常にニーズが高くて、割とまちから少し離れた三重団地なんかでも非常に好評だというようなことがあるとすると、今後、三重団地以外にも設置の可能性というのはあるのかなというのを確認したいんですけども。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

三重団地以外の設置の可能性というお話がございましたが、エレベーターをつける団地の選定に当たりまして、幾つか条件設定といたしますか、そういった中で三重団地を考えてきたということがございます。

一つは三重団地、今回つけさせていただく棟も5階建てということで、しかも各階8戸ございますので、全体で40戸という、四日市の市営住宅の中では結構規模が大きなもので、1基つけることでかなりの戸数とその恩恵にあずかれるというような状況になっています。

それと、先ほど20年以上は使うということで、大体昭和40年代後半から昭和50年代ぐらい以降の建物ということもございます。それと、あとは設置スペースの関係で、三重団地は比較的敷地に余裕がございまして、比較的容易にできるのかなというふうに今は見込んでおります。この辺りも、来年度の調査の中で、ある程度具体的には調べていくことになっておりますけれども。それで、比較的新しい建物の中でも、例えば北条町でありますとか西伊倉も、西伊倉はちょっと階数が低いということもございますけれども、なかなか設置スペースが難しいといったところもございます。そういった中で、ある程度団地が限られてくるというふうに考えております。

例えば、高花平なんかですともう昭和30年代の建物ですので、ちょっとつけるのには難しいのかなというのがございますし、そういった中で、三重団地がまずは一番の候補という形になってきております。

○ 山口智也委員

具体的な団地名は当然、今は示されませんでしたけど、三重団地が今後非常に有力で、

もし、設置を今後も増やしていくとすると三重団地なのかなということですかね。三重団地に今後も集中させていくということの方向なんですか。

○ 小田市営住宅課長

すみません、ちょっと説明が足らずに申し訳ございません。

三重団地がまず初めの取っ掛かりということですが、これで今後も設置を進めたほうが良いということになれば、例えば比較的、今でも入居希望者が多い前田町でありますとか、そういったところにもつけられるのかなということは考えてございます。

それから、先ほどもちょっと言いましたが、古さ、かなり高経年の住宅が多うございますので、先ほど言いました高花平でありますとか、あさけが丘でありますとか、坂部が丘なんかはちょっと難しいのかなというふうには思っております。

○ 山口智也委員

三重団地に集中させるということではなくて、いろいろ可能性のあるところはやっていくということで理解をさせていただきました。

例えば、全体として、住生活基本計画なんかも関係してくると思うんですけども、当然、今の空き室を利用するためにエレベーターを設置していくということを今後も続けていくとすると、逆に、古い簡平、簡二、そういうところをなくしていくとか、そういう整理をかけていかなあかんのかなというふうにも思うんですけども、その辺りも今後は併せて検討していくという理解にしておいてよろしいんですかね。

○ 稲垣都市整備部長

古い団地で耐震性がないものについては入居停止の措置を取っています。今も住んでおられる方もおられますので、その方に出ていただいて、丸ごと空いてくればそれを取り壊して、基本的には民間売却をしていくというような方向で考えております。そういったことから、今、残していくというふうに計画したものについてはちゃんと使っていくということが前提ですので、それを両輪で進めていくということで、それはしっかり進めてまいりたいと思います。

○ 山口智也委員

時代のニーズにしっかり合わせた環境整備とともに、やはり全体として、整理すべきものはしっかりしていくべきと思いますので、その点も併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 小林博次委員

答弁がなければ質問はなかったんやけど、三重団地と前田町、全部住んでおるところにやっぱりおりたいですよ、みんな。あんたのところは三重団地行けて、そんな住宅政策はありませんやろう。

そうするなら、今までエレベーターを取り付ける条件をもって建てた市営住宅にはエレベーターを取り付ける。どこにあるか知っていますやろう。エレベーターが取り付けられるように、市営住宅が建ててありますやん。聞いていないの。それぐらいは勉強しておかないかん。小古曾にあるやん。

それから、やっぱり住んでいるところ、居住地を軸に市営住宅を建ててきておるわけやから、それを無視して三重団地に集中って、そんなばかげた住宅政策はないですよやろう。一回それ、もうちょっと全体を眺めて、どうするのという政策を立ててからものを言わんと、とんでもないことになりますよ。

○ 小田市営住宅課長

今、お住まいの方がみえる団地に必要ではないかというご質問だったかと思ひますけれども、三重団地を一つ候補にさせていただきましたのは、三重団地は700戸ほど戸数がございまして、そのうち、中層住宅というのが500戸を超えておるといふような、要は低層住宅がかなり少ない団地になってございます。

例えば高花平だとか、坂部が丘、あさけが丘につきましては、数としましては簡平とか簡二の低層住宅の数のほうが多くはなっております。そういったことで住み替え需要にある程度対応できる場所もございまして。

○ 小林博次委員

そんな答弁聞いているわけじゃないんよ。どこかへ偏らせたらかんと。きちっとどう配置するかを考えて、古ければ建て替える。だけど、住宅政策を考えていく場合に、3世代

近居を少しやりたいなということであれば、新しいのを建てるよりは、古い民家を市営住宅化したり、そっちの政策を考えなあきませんやん。だから、こんな住宅政策って総合的なものやから、やっぱりきちっと議論して、学者も入れて、住民のニーズも聞いて、それで政策的に打ち出してきて、それを実践するというじゃないとちょっとまずいと思うよ。

このエレベーターの取付けは、東京に視察をして、がらがらの団地が表側にエレベーターをつけたら全部満杯になった住宅があったわけだよね。四日市でもやらんと提案して、7年か8年前になるけど、やっどこさ出てきた。やっどこさ出てきて、偏ってやりますわという答弁では、そんなのは住宅政策にならんから、その辺はやっぱり内部でもっと議論して対応してもらいたいなというのを一つここで要望させてもらいます。

○ 山口智也委員

ちょっと確認だけいいですか。

三重団地に集中させていくということではないんですよね。それだけ、確認。

○ 谷口周司委員長

そこだけしっかり答弁お願いします。

○ 小田市営住宅課長

例えば三重団地、中層住宅を全てエレベーターをつけていくとか、そういったことは今のところは考えてございません。ある一定数、まずは三重団地で様子を見ながら、どれぐらいが必要かということも含めまして検討を進めたいと考えております。

○ 稲垣都市整備部長

まず、今回これ、パイロット的にさせていただくわけですが、まずつけられるところということで、エレベーター棟が置けるスペースがあること、そういったことで、それと一定の耐用年数があって長く使えるということで、三重団地を1棟、まず選ばせていただいたということでございます。今後の展開はそういったものを見ながら、次はどこにつけていくかというのはまた検討させていただくという形にします。

一方、小林委員は、住宅施策全般的なところでのお話をいただいたというふうに認識を

しております。これにつきましては、今まで市営住宅で確保するだけでなく、民間のほうでも一定のものを確保していくと、そういった中での市営住宅確保の戸数の設定になりました。これは総合計画に合わせ、私どもも検討させていただいた上で、一旦確保するものというのを決めさせていただいてございます。

一方で、じゃ、民間の住宅を活用して困っている方たちにどういう供給ができるかということは、別途の課題としてこれはあるわけございまして、その一端として空き家を活用した部分については、私ども進んでいますけれども、それ以外のものがまだ手がついていないというのは、確かにそういう部分もあろうかと思imasるので、そういったところを含めまして、しっかりといろいろな意見をいただきながら、我々も勉強していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 谷口周司委員長

関連で、ほか。

○ 森 康哲委員

ちょっと資料の見方を教えてほしいんですけど、9ページの中層のところ、1階が45室で、4階以上が109室になっているんですけど、4階以上ということは4階、5階合わせの数だと思うんですね。そうすると、単純に2で割ると54室か55室になるんですけど、こういう書き方をした意図は何かあるのか。

○ 小田市営住宅課長

4階以上といいますのは、市営住宅の中層住宅、4階建てのものと5階建てのものがございまして、4階までで終わるものもかなりございます。三重団地の先ほどの28棟のように5階までのものもございます。

どちらにしても、ある程度市営住宅の中では高層階ということで、ちょっと4階以上という形でまとめさせていただいて、資料のほうは作成させていただきました。

○ 森 康哲委員

それは理解するんだけど、表の見方として、45室、58室、58室、109室となると、意図

的に4階以上は物すごい、倍以上あるやんかと印象づけるようなふうに見えるので、これ、2で割ったら54室やで、満遍なく空室はあるのかなという読み方もできるので、まずそれが1点と、あと、3番に、16人が1階、または平家を希望しているとあるんですけど、中層のところの1階の空室が45室あるので、これ、早いところ直したら、この人ら、みんな入れないのか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

今、中層住宅の空き家があるから、それを直せば随時募集の方、全て入れるんじゃないかというお話がございました。この中層住宅、市営住宅は、募集方法といたしまして、年に3回定期募集で抽選でお入りいただく場合と、あと、お申込みをいただきまして順番待ちでお入りいただく随時募集の団地がございます。これ、両方とも合わせた戸数になってございます。

例えば、順番待ちでお入りいただくところだと、今、未修繕の空き家が約16戸ございますので、お申込みいただくところと空きのあるところが一致していないというところもございますので、全てが全てすぐ入居できるかという、そういう状況にはなっておりませんが、今も修繕は進めておりますので、できる限り早く入居できるように進めていきたいと考えております。

○ 森 康哲委員

そうすると、たとえエレベーターをつけたとしても、高層階で手を入れないと住めない部屋ということは、1階でも4階でも変わらないと思うので、エレベーターをつけたから早く回転して、みんなが入居できるようになるとは限らないですよ。やはり一番は技師さんを増やしてもらって、早く入居ができるように整えることが肝腎であって、エレベーターをつけたから、それは全て改善するかといえばそうじゃないと思うんですよ。

もう一つは、エレベーターのメリットは確かに認めますけれども、管理費はどうされるつもりなんですか。電気代や点検代や維持管理にものすごくお金はエレベーターの場合、かかると思うんですね。だから、民間のアパート、マンション、エレベーターが設置してあっても入居者が使わないと、使わないから管理費をまけてくれと。4階建でエレベーターがついているところも、古くなっているところは点検費もかさむから、もう使わないか

ら、エレベーター自体の電源を落としてくれと、そういうところも出てきていると思うので、そういうニーズ調査をされた上でやっているのかどうかも併せてお尋ねします。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

今、委員のほうからは、エレベーターを設置した場合のメンテナンスでありますとか、電気代等の費用がかかることによって、そういうニーズを調査をされたかというご質問だったかと思います。

当初からエレベーターを設置しております曙町、大瀬古新町がございますけれども、基本的に建物の一部ということでございますので、メンテナンスの部分、定期点検でありますとか法定点検でありますとか、そういった費用に関しましては、全て市営住宅課のほうでやってございます。

あと、電気代ということでございますけれども、そういったものに関しましては、市営住宅、ほかの団地もそうでございますけれども、例えばこういった中層住宅ですと、共用灯とかがございますので、そういったものの電気代は入居者の皆さんにご負担をいただいております。

ただ、エレベーターということになりますと、当然1階の方はほとんど使われないということもございますが、まして今までなかったところにつけていくということでございますので、まだこの議会を経て初めて28棟につけていくということが認められますので、実はその後に地元説明という中で、ある程度調整をしていくことかなというふうには考えてございます。

○ 森 康哲委員

民間で今エレベーターを使わないよという話をしたんですけれども、一つには騒音の問題があります。エレベーターをつけて、エレベーターの音で寝れないとか、人が乗り降りする音が気になるとか、そういう苦情も出ているのが現状です。あと、いたずら。子供がいたずらしたり、酔っ払って中を汚したりとか、いろんなことが民間のエレベーターの管理上問題が出てくると思うんですけれども、一切そういう管理費を入居者に求めないというのは民間ではあり得ないんですよ。全部入居者負担なんですよ、オーナー負担ではなくて。

やはり、共益費として、自分らが使うものだから、そういうところを負担する代わりに、安全に快適に使いましょうというふうになっていると思うので、そういう考え方はないんですか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅ですと、まずエレベーターがあるということで、入居者の利便性が上がっているという形になりますので、市営住宅のお家賃の算定の際に、利便性係数というのがございまして、その団地によって備わっております設備とかによって差をつけております。その中で、エレベーターに関しては加点といいますか、上乘せをしておりますので、家賃のほうで、ある意味回収をしているというか、そういう形になってございます。

○ 森 康哲委員

先ほど説明された、全額を回収、それは建設費のことですよ、エレベーターの建設費を家賃で20年で回収するのは無理だと。そうすると、点検や管理費を家賃の中に係数として入れ込むのであれば、もっと下がりますよね。建設費どころか、恐らく点検費まで出ていないんじゃないかなと思うんですけれども、どれぐらい係数で見込むんですかね。

○ 谷口周司委員長

答弁は。

○ 小田市営住宅課長

申し訳ございません。ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた報告をさせていただきます。

○ 森 康哲委員

何が言いたいかという、やはり利用者の声もちゃんと聞いてやらないと、つけてほしいばかりの人ではない。家賃が安いほうが良いという人もいると思うので、その辺をどういうふうに反映させていくかというのは、もう少し議論していただきたいなと思います。要望にとどめます。

○ 谷口周司委員長

ご意見として、よろしくお願ひいたします。

関連は。

○ 井上 進委員

この10ページの図面、イメージ図をちょっとざっと見せてもらっておって、これ、要するにエレベーターは5階まで行くというのは、考えはないわけですか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

この図面に関しましては、通路の高さといいますか、それが階段室の2階と3階の踊り場と、3階と4階の間の踊り場ということになってございます。といいますのは、こういった市営住宅、かなり地下に配管等が埋まっておる関係で、ちょっと調査をしてみないと、例えばどれぐらいの基礎を設置できますとか、そういったことがまだ具体的にちょっと今の段階で分かっておりませんので、来年度、そういった調査をする中で、いけるものであれば4階と5階の間の踊り場まで延ばしたいというふうには考えております。ですので、ちょっと今の段階では、最低限ここまではやりたいというものをお示しさせていただきました。

○ 井上 進委員

そうすると、仮という形で見ておけばいいですか。

あと、もう一点だけ。これ、1階にスロープをつけてもらって、表側へ回っていくような形になっておるかと思うんですが、スロープをつけて、要するに階段室の裏側を開けるような形になるんですか。そして1階に入るといふ形になるのか。ちょっと防犯面とか、そういった部分を考えてどうなのかと思ったもので、ちょっとお伺ひしたいんですが。

○ 小田市営住宅課長

このスロープ自体は建物との間に少し距離がございまして、例えば2 mなら2 mほどの距離がございまして、1階の各住戸の南側に通路をつなげるような形で、南側の、今、窓になっている部分辺りから入っていただくようなことを考えております。

○ 井上 進委員

階段室の窓になっているところということ。

○ 小田市営住宅課長

すみません、説明が下手で申し訳ございません。各住戸の南側の窓、そこへ通路がつながるような形のイメージでございます。

○ 稲垣都市整備部長

このイメージ図、今、見ていただいていますけれども、これで見させていただきますと、スロープの一番上がり口、ありますよね。本来はこちらに玄関があるんですわ。ここには階段があって、1階であってもバリアフリーが取れないんです。ですから、スロープで裏側に回す、裏側のところに入り口をつけて、裏側から入っていただけるようにするという形で、ここは完全にバリアフリー対応の、1階はすると、そういった構造にしています。

これ、実際にいろいろ今までにも実例として整備されているものがありますので、それは私も見に行っていますし、そういった意味ではバリアフリーになっているということで、それは評価できるということで、こういった形を考えさせていただいております。

○ 井上 進委員

そうすると、今、階段側の入り口を閉じて、表側へ入り口をつけるという、そういうイメージでオーケーということですね。

○ 稲垣都市整備部長

私が見た実例では、階段側の入り口もありました。階段側の入り口と裏側の入り口、両方が併用できるような形になっておりました。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

○ 谷口周司委員長

他に、ございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

エレベーターを設置したとすると、家賃の算定の基準である利便性係数の上昇はするわけですね、間違いなく。そうすると、近傍の同種の家賃との関連性というのは大変大きな問題になってくると思うんですけど、そののところはどう考えておられるんですか。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅の家賃が、もともとベースになっておりますのが、公営住宅法で定められた各収入ごとに基準家賃というものがございまして、それに四日市の市町村立地係数というものがございまして、それを掛けて、あとは部屋の広さでありますとか建築年でありますとか、そういったものが反映されて算定されるものになってきております。

そういった中で、エレベーターの部分、ある程度利便性係数、上乘せはしていくんですけども、例えば今、平均家賃が市内全体で1万4000円というお話を先ほどさせていただきましたが、三重団地のある程度収入分位の低い方でも大体それぐらいの金額になってきておりまして、そこから1000円なり2000円なり上がるようなイメージかと思えます。

○ 伊藤嗣也委員

私の聞き方が悪いのか、よく分からない。

要はエレベーターをつけることによって利便性係数は上昇するというのは、それでよろしいですか。

○ 小田市営住宅課長

利便性係数は、エレベーター設置団地として上乘せをさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員

近傍の同じような建物でエレベーターがついていないところとつくところ、当然、家賃についても先ほどの利便性係数の上昇分、他市においては1割ぐらい上がったたりしておるわけですが、そのところはどうか考えているんですか、どうするんですか。

○ 谷口周司委員長

さっき、森委員から……。

○ 伊藤嗣也委員

ちゃんとした答弁、もらっていないから、その部分。

○ 谷口周司委員長

後で資料という。

○ 伊藤嗣也委員

いやいや、私は、だから、明確に上昇するので、利便性係数がそこをどう考えておるのかというのは、この計画を出すときには答えてもらわないかん。だから、検討していないならないで。

(発言する者あり)

○ 谷口周司委員長

小田課長、さっき、資料を後で出すというのは、どれぐらいでどういった資料を今、予定されていますか。

○ 小田市営住宅課長

先ほど資料といいますか、利便性係数、今現在エレベーターをつけております団地の係数がございます。それを報告させていただくつもりでございました。

○ 伊藤嗣也委員

これって、この分科会で出てきておるやつって、これは明確にお答えいただかないと住民説明会もできないと思うんですけど。これ、非常に大事な部分だと思うんですね。

それから、近傍の同種の家賃との関連性もどうするんだと。これはやっぱりきちんとお答えいただかないといけないと思います。同じような建物、近くとの関係というか、これは大事なポイントだと思うんですね。あと、そのところは後ほどお答えいただかないか

んと思いますが、お答えいただけないなら委員長に一任させていただきますけれども。

あと、もう一つ、大体エレベーター1基1500万円ぐらいですね。あと、附帯設備とかあいうのはつきますけれども、45%ぐらい国の社会資本整備補助がつきますよね。ですから、そういうことをもう少しこの資料で何で出てきていないのかなというのを。案なのか、全くこれ、参考図程度なのか、非常にこれを見ていて、先ほどの井上委員の、上にもう一つつくかも分らんとか、ちょっと全然分からないんですね。

なので、ちょっと、委員長、イメージが湧かない。イメージ図やけど、イメージがちょっと湧かないんで。

○ 伴都市整備部理事

まず、このイメージ図はというお話いただきました。10ページの右下にもございますように、イメージとして、今想定し得るところで、階数のところでも、今のこの4階のところまで届くようにというところではイメージしていますが、来年度いろいろ設計していく中で、今回はできれば5階まで届くような形で考えていきたいという、今は、ここまではできるというイメージで上げさせていただいておりますので、これは決定ということではないので、そこはご理解いただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

それなら変えて、違う角度から。

そうすると、先ほどから聞いていると、あまり四日市市としては、利便性係数については云々は考えていないような感じを受け取るんですけども、このエレベーター設置に関して、家賃減額取扱要綱等々の作成をするという前提があるのか。

○ 稲垣都市整備部長

もう既にエレベーターがついている団地があるわけですね。そこでは利便性係数を上げて、その部分の負担をしていただいております。といったことからいきますと、基本的に整備をすれば、その利便性係数はつけて、その部分を負担していただくというのは原則ということでございますので、後ほどの資料としては、今ついているものについて、どれだけの利便性係数がかかっていて、その利便性係数で幾ら家賃が上がっているかといったものを見てもらえるような資料、これを用意させていただくという形にさせていただこうと思

います。

これ、今の段階では来年設計なので、まだ設計の予算を計上させていただいたところなので、整備自体の予算を上げさせていただいていませんので、そこについてはこの辺のイメージというのはある程度変わってくる可能性はまだございますし、そこは了解していただきたいなというふうに思っております。

それと、もう一つ、課題として、今回は新しく整備したところに利便性係数で入っていただくということじゃなくて、既に住んでおられるところに入りますので、その住んでいく方の料金が上がるということについてどんな対策をすべきかということについては、これはちょっと一回しっかり議論をせなあかんというふうに思っています。これは設計を進めていく中で、しっかり議論した上で、また皆さんのほうにもご報告なりさせていただきたいというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

先ほどの利便性係数の件で、既存の、建てるのと一緒につけたエレベーターというのは各フロアに直結すると思うんですね。今回の外づけは、要は上がったりの下がったりの階段がつくわけですね。だから、同じ利便性係数ではないというふうに理解します。というのは、車椅子では乗り降りできませんし、高齢者の押し車も利用できません。ですから、全然条件が違うわけですね。そここのところはやはりはっきり聞きたかったということなんですね。

それから、家賃を減額して、要はその辺をフラットにしていくというようなこともお考えなのかということは聞きたかったけど、もう一遍繰り返になりますからそういうことで、このエレベーターをつけることはいいんですが、バランスをもう少し取っていただくということがいいのかなと思うので、説明会をされると聞いたので、この後、ちょっと心配しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

ご意見としてでよろしいですか。ありがとうございます。

では、残り資料請求のところ、小林委員のところをよろしく願いいたします。

○ 小林博次委員

市営住宅の話は、せっかくこれだけ論議したんやから、立体モデルを作ってみせてくださいよ。

それから、101分の12の自転車の横断帯整備。これ、ここに数字を出していただいて、四日市市の現状が、設置数が720箇所、何とかせなあかんというのが121箇所、これで全部ですか。これは公安委員会の分、四日市市の分はありませんか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課、石田でございます。

まず、自転車横断帯の設置について、あくまでも公安委員会が設置しておりますので、市であるとか県であるとか国であるとかという道路管理者がするというものはありません。

今回お伺いしたのは、県のほうが各所ということになりますけれども、横断帯の塗り替えが必要な本数をカウントいただいて、ご報告いただいたのが120箇所余あるという資料になってございます。

○ 小林博次委員

この前から私、言うておる、この横断帯の塗り替えが必要というのが121箇所あるということ。そうすると、この前のやつはこの中に入っておるわけやね。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

入っていると、我々も考えております。

○ 小林博次委員

そうすると、これ、資料で分らんやけど、いつやってくれるのかというのは全然書いていない。資料に出ていない。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

いつというのは、やはり公安委員会さんのほうはまた用意いただいて、やっていただくと思いますけれども、我々としては、当然、毎年そうなんですけれども、一日も早く、少しでも多く、効果的などころに対応いただくというのは重ねてまたお願いしていきたいと

考えているところです。

○ 小林博次委員

分かりました。時間のこともあるので、そうしたら、文書か何かで要望していただけないか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

私どものほうから県警に向けて、努力していただく旨の意思を伝えたいと思います、文書で。

○ 小林博次委員

消えかかっている場所の明示と、それから、早くしてくれという、そういう要望にしてください。お願いします。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

場所の一つ一つの明示というのは難しいとは思いますが、横断帯だけでなく、実はまだまだ横断歩道なんかもたくさん残っているという現実がございます。そういったところ、それから止まれの表示、実は我々もそうですけど、毎年、地区の方から土木要望で、本来これが要望なのかどうかというのもあるんですけど、たくさんご要望をいただいています。それを毎年伝えておるんですけども、また来年度、そういったものを伝えていくことになるんですが、例えばその機会に我々としての意思を伝えていくというようなことをやっていきたいなと思います。

○ 小林博次委員

その辺、きちんとやっていただければ、これ、予算が増えたときは四日市市議会で議決して、公安委員会に要望が出たと思うよ。それで、予算が大幅に増えて、少しずつやってきて、また減っているの、やっぱりきちんと書き終わるまでは、本当は国体まで、あるいはオリンピックまでに全部されるかと思ったら、どうもそうではない。都市イメージを宣伝できる絶好の機会が来るのに、それを捉えていないというのは問題やから、やっぱりきちっと要望してください。終わります。

○ 加納康樹委員

まず、今、小林さんが議論された、そのペーパーのところから確認をさせてほしいんですけど、県の警察予算の推移で、新年度、前年度の3倍を要求というのは、新聞報道か何かで私も見たことがあるんですけど、じゃなくて、今、県議会では幾ら要求されたんでしょうか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課、石田でございます。

まだ要求の段階ですので、具体の金額は、すみません、教えていただけていません。ただ、これは警察本部の話として、ふだんはその何倍だという話も出ないんですけども、ほぼ3倍の要求をしたというのは明言しておりますので、我々は恐らく前年が1億8000万円ですので、掛ける3程度の要求がまず行っているものだというような形で解釈しております。

○ 加納康樹委員

県議会にはそんなアバウトな予算審議を今やっているんですか。

○ 伴都市整備部理事

委員のほうも新聞等で見られたということですので、新聞にも上がっておりますが、県のほうで白線の塗り直しに必要なものは3倍に当たる4億6000万円を計上しているというふうになってございます。

○ 加納康樹委員

4億6000万円ということなんですね。であるならば、具体の数字がそれで今、県議会でも審議されているということですよ。それでよしとしておきます。

私のほうから、もう一点だけ確認したいことがあって、6ページのあすなろうの資料に関してなんですけど、ちょっとこの資料請求の意図とは逆の質疑になるんですが、お答えをいただきたいと思うんですが。

説明にもありましたし、こちらのペーパー3行目に、当面は券売機を残すこととしてい

る、締めくくりのところは、券売機等の必要性を検討していくとあるんですけど、これ、券売機をなくすという選択肢があり得るのかというのが私、とても不思議でこの資料を見ていたんですが、券売機をなくしちゃうというと、整理券に全部変えちゃうという、そういうイメージなんですか。なくすという選択というのがちょっと理解できないんですけど、どういう意図でこの文言を書かれていますか。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課、土井です。

基本的には、全ての方がＩＣカードを利用されるということではありませんので、券売機は必要だとは考えています。ただ、この資料にもありますように、ある程度の方がＩＣカードを利用されるということも想定しておりますので、そういった状況も見ながら考えていきたいと思っています。

例えばにはなりますが、ＪＲさんでも無人駅には券売機が設置されていない駅も幾つかございますので、そういった状況も見ながら考えていきたいと思っています。

○ 加納康樹委員

なので、もし券売機をなくして整理券乗車だけにしてしまうんだったら、別にそんなもの、ＩＣカードを導入して、すぐ全部変えてやったらいいのと違いますか。中途半端な表現がちょっと私、納得できないというのか、理解できないんですけど。

続けますけど、もし、現状ある券売機がメンテナンス等が必要がない時期だけは残させてくれとか、そんなのやったら分からなくもないんですが、何か議会のほうからちょっとこんなもの要るのかって言われたら、ふにゃふにゃと、じゃ、やめますみたいな、こんな資料を出してくる感覚がよく分からないんですけど。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

繰り返しの内容にはなりますが、基本的に全員の方がＩＣカードを利用されるわけではございませんので、そういった方々へも一定の配慮をして、券売機は必要だと考えています。

○ 稲垣都市整備部長

まず、券売機ですけれども、これについては鉄道会社がどう考えているか、こういったところの意向もお尋ねをしました。

近畿日本鉄道では、やはり券を買っている方がまだまだおられるので、当面は残していくと、こういったことをございました。それについては、これは同じグループでもありませんし、そこについては同じように、当面券売機を残さなければいけないという形になるんだというふうに思っております。

ただ、券売機自体の更新の時期、特に紙幣が変わったりとか、そういったタイミングがありますので、そういったときに、その投資額に合ってやれるかどうか、そういったところをまた検討していかなきゃいけない時期、これがやってまいります。そのときのICカードの普及具合、そういったものを見ながら、その時点では検討していかねばならないというふうに思っております、そういった意図の中でこういう表記にさせていただいてるということをございます。

○ 加納康樹委員

いろんな政策を後押ししたいと思うんですが、ふらふらとしてしまうような資料の作り方というのは、私はちょっと納得ができないということだけをございます。

○ 谷口周司委員長

他に資料請求についての部分のご質疑よろしかったでしょうか。

資料請求、副委員長、ありましたら。

○ 小田あけみ副委員長

5ページのデマンドタクシー、たくさんの意見が出たので、今さらというところはありませんけれども、先日、公共交通について勉強会にZoomで出席しましたところ、タクシーに限らず、国の制度として、例えば福祉の送迎なども公共交通に準じた扱いができるというふうになったと聞きましたので、タクシー、先ほどからも呼んでも来てもらえないとかという話があったので、そういった福祉関係の車両も視野に入れて考えられたのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っておりました。どうなんでしょうか。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課、土井です。

まず、タクシー協会、それから今回新たに入れていただく菰野町の尾高タクシーさんをベースに検討してございますので、福祉タクシーも入れていただくということは検討はしたんですが、最終的にはこの合計5社の中でやっていきたいというふうに考えてございます。

○ 小田あけみ副委員長

今のところは考えていないということは分かるんですけども、今後、タクシーを呼んでも来てもらえないとかという話が出てきたときに、そういった福祉の車両も含めて考えていくというのをぜひしていただきたいなということを要望いたします。

以上です。

○ 谷口周司委員長

ご意見として。

私からも、一つだけ確認させてください。

障害をお持ちの方にタクシーチケットを多分配布していると思うんですけど、これは併用はできるんですか。併用はできないですか。該当者がいるかどうか、ちょっと分からないんですけど。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課、土井です。

障害福祉課のほうでも同じような制度を令和3年度も導入していきたいということは聞いてございまして、基本的には併用は可能です。

○ 谷口周司委員長

併用可能ということですね。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

はい。

○ 谷口周司委員長

分かりました。ありがとうございます。

他に、資料請求のところはよろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

じゃ、他に資料請求はないようでありますので、一旦休憩10分挟んだ後に、ほかの部分へ入っていきたいと思いますので、お願いいたします。再開は40分でお願いいたします。

15 : 30 休憩

15 : 37 再開

○ 谷口周司委員長

それでは、大分皆さん、おそろいが早くて、始めさせていただきたいと思います。

じゃ、また、小田課長におかれましては、資料のところだけ出来次第出していただきますようお願いをいたします。審査のほうにも影響するということでもありますので、できる限り早くよろしくをお願いをいたします。

では、資料請求以外のところに入っていきたいと思います。

質問、ご質疑ございましたら挙手にてお願いいたします。

○ 山口智也委員

まず、1点だけ簡単なやつ、確認だけです。

当初の216分の154、フォルダの別のやつやと55分の27のところになると思いますけど、防災・安全社会資本整備交付金の公安のやつで、富田21号線の件で1点だけ確認です。

これ、写真見ますと、ちょうど国道1号とJR富田駅の踏切のところでも危ないと思うところなんですけど、写真を見ると、ちょっとここの会社さんの車が少しかかっておるのかなという気がするんですけども。車、今置いてありますよね、軽自動車が、写真でも。この辺り、工事に支障が出ないのかということ。会社さんと話がしっかりとできて

おるのかということだけ、ちょっと確認させてください。

もう一回、言いますね。当初予算で言うと、216分の154、すみません。細かいことで申し訳ないです。

○ 谷口周司委員長

皆さん、資料よろしかったですか。よろしいですか。

では、お願いいたします。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

山口委員からは、富田21号線の令和3年度工事において、今ある車両が止まっているところ、特に工事に支障がないかというご質問をいただきました。

富田21号線につきましては、JR関西本線からショッピングセンターへ向かって、車両の通過交通が多い中で、歩行空間がないというところで、今現況の水路を暗渠化しながら歩行空間の整備を今進めております。ちょうどこちらの写真のところは来年度工事というところで、私らの工事にタイミングを合わすといいますか、名前が出ていますけれども、タイヤショップのほうが改装というか、レイアウトの見直しをしていただくというふうに今調整をしております、私どもの工事の支障にならないような形で工事は進めていただくという形で、私どもと今調整をしておるところでございます。

○ 山口智也委員

分かりました。ここはいつも通りますと、非常に危ない箇所でもありますし、写真でもあるように、お子さんも結構通られるところなんかなと思いますので、しっかり安全対策を進めていただきますようによろしく願いしたいと思います。

この件については以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 井上 進委員

111の当初予算資料の157、これ、豊田議員も質疑した、笹川団地、笹川西小学校の跡地の活用の部分になるんですけれども、正直、豊田議員もあのとき言っていたように、私もその住民の方の話を一緒にちょっと聞かせていただいたことがあるんですが、テニスコートをわざわざ移転する必要があるのかという話も正直出ています。正直、この図を見るとテニスコートの真横に住宅地を造ってそこへ入ってもらおうかなというような図になっておるかと思うんですが、これで本当に入居者が入ってくれるのかなと思っておるところでもありますし、地区の、正直この近く、校舎のあった正門の近くの方いわく、小学校のときは運動会が大概やかましかったけれども、子供が行くんやでしゃあないやなという話が結構あったんですが、その中で、わしテニスもせんのに、前で朝早くからパンパンパンパン言われてもどうもならんよなというような意見も結構出ておったんですよ。この計画というのは、正直、その地域の人たちも最近になって初めてこの計画が出ておるとい、ほんでもうほぼこういう形で進みたいんやという動きで動いておるといふうな形で聞いておる中で、地域住民の意見、特に一番言うのはやっぱりテニスコートができる付近の人々の意見という、特に住宅街の中へ入っていくもんで余計そう言われるんかと思うんですが、今の位置だと、前4車線の道路に面しておる形になるので、そんなに北側の自宅なんかは、こっちなんかはちょっとやかましいかも分らんけど、南側になるとちょっときついよねというふうな形、これが南側に来るといのは、かなりきつくなるというふうな形の意見がかなり多い中で、この辺の説明の仕方というのをどういう説明をしてきたのか、その辺をもう一度お伺いできやんかなと思うんですが。

○ 村田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田でございます。

今、委員からご質問がありました笹川団地の再編でございます。これにつきましては、小学校を解体するときから、連合自治会長のほうからいろいろ跡地利用について、こういう施設を造っていただきたいという要望も出していただいております。その中には、多文化の交流拠点であったり、また子育て施設とか、そういうものがたくさん要望として出てきております。その後、またテニスコート存続するか、存続してほしい、もし存続ができやん場合、ここに造ることができない場合でも移転して、機能としては残してほしいという要望をいただいております。これも、連合自治会とテニスの運営委員会さんとの連名で上がってございました。その中で、小学校と笹川西公園を一体で計画する中に、まず、そ

の環状1号線沿いに何を造っていこうという形でものを考えていきまして、その中で、テニスコートをこの位置に一旦案としてつくらせていただいております。

地元の意見はということで委員からのお話でしたので、前、議会にご説明させていただいた後、地区の連合自治会のほうへ入りました。その後、地区の社協の関係の方とお話をさせていただいて、次に、3月になって地区回覧を出させていただいて、いろいろな声を聞いて、その中でももう少し固めていくという形で動く形になっております。委員おっしゃられるように、隣接するのはどうなんやということも言われております。その中の、まず、一旦、順番的には地区の団体に説明させていただいてから、地区回覧を回させていただきます。その後、また声をちゃんと聞くために、周辺住民の方にもお話を聞かせていただいて、何がどういう意見が出てくるかというのをいろいろ吸い上げて、もう少し形を決めていきたい、これから形を決めていく、どういうご意見が出てくるかというので考えていきたいというふうに考えております。

○ 井上 進委員

連合自治会、社協で地区回覧というふうな形で今説明いただいたんですけども、ということは、やはり近隣の住民には今まで何一つ説明をしていないという捉え方しか私も、まあ、そのとおりに思うんですが、そういった形からいくと、やはりこの図面を基に審議してええのかなと私はついつい思っちゃうんですよ。これ、正直、今、テニスコートが計画されているこの学校のグラウンドの辺りかと思うんですが、ここってかなり高台になっています。この下のほうに住宅地がたしかあったような——私、記憶、ちょっと間違えてたらごめんなさい——というところなんです。ということは、頭の上でパンパンパンやられて、住民から、わしら3交代勤務しておるんやというふうな形で言われると、昼間寝たいのに何も寝られんやないかという結構そういった意見も出ていますので、こういった部分も、やはり地域の住民の意向というのをもっと早く、私、聞いてやってほしいとは思っていますよ。

そうでないと、いざできてしもうてから、何も私らの意見が通らんだという結局そういう話になっちゃうので、地区の住民の意見を聞きながら、やはり今後の在り方というものもう一度再検討をその辺はしてほしいなとは思いますが、ぶっちゃけた話、団地の中にテニスコートが本当に要るのかと言う人もみえる、私ら、せえへんのにって。実際、笹川団地全体でいくと住民はどのくらいおるのか、1万人か2万人はおるんやろうと思うんや

けれども、その中で、実際にテニスやっておるのって100人おるかおらんかじゃないかと思うんですよ。その人らのために、ここにテニスコートが本当に要るのかということ、その辺をしっかりと住民の意見を聞きながら進めてほしいなというのは私の思いでありますし、そうでないと、なかなかこのままで進むと、後で本当にまた厄介な問題になってこうへんかなと思っていますので、その辺のところ、話をしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 村田市街地整備・公園課長

委員おっしゃられるように、もうこれ書いたから何が何でもこのままいくんやという形でなく、その中でも、例えば今委員おっしゃっていただきました音という問題が出ております。音の場合、今普通のネットフェンスのような形で現状のテニスコートのところはお出しておる場合がございます。それをもう少し違うものにすれば、音を防げる場合、それとか高い位置にあると音が上に抜けていく場合とか、いろいろなことがこれから出てくるかと思えます。

私どもも、一旦皆さんにお話しさせていただく、例えば子育て、多文化、それと交通の乗り継ぎ拠点になる、それと今回中央緑地でさせていただきましたP a r k - P F Iの制度を使って、魅力ある公園という形で、飲食店も、それに乗り継ぎの待合場所にもなるようなものをいろいろ造っていきたいと考えております。

それを、真っ白な今の、小学校の建っている図面と今の西公園のままで皆さんに聞いてくださいというと、なかなかご意見をいただくのも難しいと思いますので、私ども、こういうふうに造っていけばいいという一つのたたき台をつくらせていただいております。

今回、上げさせていただいておる設計の中でも、笹川西公園と笹川西小学校一体で利用する上で、全体的な造成に係る費用が必要になってきますので、どういう形でやっていくか、それをもうちょっとすっきりした形で、それをまず設計させていただいて、また発注の形態も出てくるかと思えますので、まず、全体的に粗造成的なものを決めていくことをやっていかなあかんと思えます。

それと、今委員おっしゃられたように、3交代勤務しておるのでここでテニスはどういうお話になれば、組回覧した後にそういうご意見が出てくるかと思えます。その中で、どういう意見、こっちのがとかいろいろな、こういうふうにしてもらえればここができるとか、そういうまず、スタートという形で、いろいろな意見を聞きながら進めていきたいとは考

えております。決して、どなたの声も聞かんとやるというものではないふうには考えております。

それと、地区社協とか連合自治会とだけのお話やって言われるとそれまでかも分かりませんが、今、笹川西公園、テニスコートとスポーツ広場、ソフトとか野球ができるようなスポーツの広場にもなって、スポーツ公園的な要素になっておりますもので、そこでできる要素として、こちらに移転をする形としてつくらせていただきましたので、その中で何ができるのかというのを、まずこれをスタートにお話に入っていきたいとは考えております。

以上でございます。

○ 井上 進委員

たたき台という形で、これから話をしながらというふうな形で進めるというふうには、そういうご返答やったかと思いますが、そういうことであれば、例えば地域の住民、周辺の住民の方の意見、いろいろ聞いていただいた中で地域の意向という部分を十分捉えてもらって、もし周辺住民の賛同が得られない場合は、違うところにテニスコートを造るとか、そういった形の考え方もまだあるという形で考えればいいんですか。

地区の人、正直、自分のところの目先のことだけ言っている部分も結構あるかと思うので、そうすると、テニスコートみたいな、東にも公園あるんやから東の公園のど真ん中に造ってしまえば、音も俺らには関係ないやんというような言い方をされる方もみえましたので、そういった部分で移転先というのも視野に入れておるというふうにも考えてもよろしいですか。

○ 稲垣都市整備部長

今回、この計画に当たっては、都市整備部としては乗り継ぎ拠点をここにつくっていかうという一つの大きい考えがございました。それと、従前から地区から要望されていた子育て施設など、そういった関係課と協議をしながら、この案をつくってきたという経緯がございます。

一方で、実際に造ったものを使っていただくというのは、当然地元の方を中心に使っていただくということになりますので、地元合意が全然ないようなものを造っていくということは毛頭私も考えておりません。まず、たたき台としてこういったものを議論の場への

せて、その中でいろいろな意見が出てきたということについては、実はかなりポジティブだなというふうに捉えています。それは、こういったものが変わっていくということに対して、どういったものを地域の方々が重視しているか、それを知るよい機会になるのではないかというふうに思っていますので、そういった意味で、いろいろな意見を聞きながらそれは柔軟に地域のためになるものを造っていくように対応してまいりたいというふうに思っています。

ただ、今の段階で、じゃ、これをすぐに移しますかという話については、なかなか、まだ直接いろいろ意見をお聞きしていないので、そういった中でいろいろな対策でカバーできるものがあるかもしれませんし、カバーできねば違うところへ造る。造る場所についてもそれが全体の地域として合意が必要になってまいります。そういった点も含めて、地元の中に入って我々も一緒になって考えてまいりたい、このように思っております。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

本当に、こういうP a r k－P F Iとか子育て施設、多文化交流施設、こういった施設が団地の中にできるのは、これは私、いいことやと思う。ほんで、バスの乗り継ぎ拠点をつくって、そこでほかの地域からの乗り継ぎができるような形というのは非常にいいことやと思うので、ぜひとも、先ほど部長のご返答にあったように、地区の意見いろいろ聞いていただいて、一番適切な場所に持っていけるような形のものをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 谷口周司委員長

これ、一つだけ先ほどの答弁で確認だけしたいんですけど、連合自治会長の要望とありましたけど、これは、連合自治会……。

○ 村田市街地整備・公園課長

自治会です。ごめんなさい。

○ 谷口周司委員長

連合自治会としてですね。会長個人ではないですよ。ちゃんと住民の意見を聞いて、

要望が出てきておるといふ。分かりました。

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

資料の216分の149の近鉄四日市駅周辺等整備事業で、デッキを造ってバスタ事業とリンクしていく事業になっていくと思うんですけれども、スターアイランドを今、壊して跡地とのタッチは今この時点で、どの辺までこの設計に盛り込めるのかと、もう一つは、自動運転でJRのほうとの行き来ができるようにという事業もあると思うので、その発着場はどの辺を想定しているのか、この2点だけ教えてください。

○ 伊藤（直）市街地整備・公園課副参事

市街地整備・公園課の伊藤と申します。

先ほどデッキの整備に関連して、スターアイランドの跡地との設計の進捗との兼ね合いのことをご質問いただきました。私ども、図書館の立地のほうを地権者のほうと協議を進めておるといふところがございますが、今現時点でまだ協議中ということがございますが、デッキのほうの接続に関しては、そちらの建物と合わせて設置をしていきたいなというふうに考えております。公共施設を入れたいというふうに考えておるといふところがございますが、賑わいの施設を入れてくるということになるといふので、こちらが図書館でなくても、できればそこには接続していきたいなというふうに考えておるといふのでございます。

○ 稲垣都市整備部長

自動運転に関してですけれども、今の段階でどういうモードが動くかというの、実は読み切れないところがございまして。この後、自動運転の実験等入っていきますけれども、その中で様々な議論が出てきますし、いろいろな技術開発によってどういったものが主流になっていくか、そういったものが変わっていくというふうな認識をしております。

その中で、今、整備に当たって議論になっている部分を少し紹介させていただきますと、一定、可変性のあるような、将来に向けて変わっていきけるような整備をしておかなくてはならないという議論がございまして、例えば自転車が走るところを造っていきますけれども、4mぐらいの幅で相互にというような形で考えているんですけれども、そこを例えば将来的なスローモビリティとか、グリーンスローモビリティが動くような空間にする

であるとか、一方で、歩行者空間としているところ、こういったものもそういったところで共存していくという可能性もありますので、そういったところで一遍通れるような動線を、要はそこには構造物を造らないであるとか、そういったものを、これは専門家も交えて議論をしておりますので、そういった延長線で、将来に向けて必要に応じて変わっていくような、そういった空間の整備を進めていくと、こういった議論になっております。

以上です。

○ 森 康哲委員

恐らくこれ、一体化で整備を考えていかんと、近鉄周辺だけでは駄目だと思いますので、ぜひその辺、いろいろなことが同時に進行していくと思いますので、アンテナを高く張って、一番四日市スタイルになるような、モデルになるような整備をしていただきたいと思えますし、デッキに関しては直結と考えていいんですよね。雨にぬれずに駅直結でその建物に入れるデッキがつながるというイメージでよろしいのでしょうか。

○ 稲垣都市整備部長

駅に直結するというのは大前提でございます。駅直結と各交通モードの間については、基本的にしっかりとバリアフリー動線を通していくということで考えていますので、従来に比べて圧倒的に、今、特にハンディキャップのある方とかにとっても非常に移動しやすい空間になるということで考えております。

○ 森 康哲委員

ぜひいいものをつくっていただきたいですし、以前、小林委員からお聞きした動く歩道なんかも、ものすごく将来的にはいいものだと思いますので、もしバスタ事業にも入れてもらえるなら、今からでも要望していただきたいと思いますが、これはお願いで終わりたいと思います。

○ 谷口周司委員長

ご意見としてお願いいたします。

他に。

○ 小林博次委員

関連で、一体的に整備という要望が出ておったけど、J R 四日市駅からみなとまちづくり計画、これ、歩道が接続されるということやけど、どこへどう接続されるのかというのが、今出ていないんやけど、もし分かっておるんなら意思表示をしたほうがいいん違うかな。

○ 稲垣都市整備部長

まず、今の段階で J R 四日市駅から港に向けた歩行者動線を抜いていこう、そういった意思を我々は持っております。その中で、将来に向けての計画の中にも、破線ではございますけれども、位置づけをさせていただいております。

具体的に、じゃ、それをどこに抜いていくんだといったことについては、イメージは若干持っていますけれども、今の段階で固まったものではないので、なかなかそれはここでご披露することはできないんですけれども、端的にいいますと、J R と国道 23 号を合わせて越えていかないと、歩行者動線としては役に立たないだろうというふうに思っています、それを抜けた先の公共空間、こういったところに結んでいくようなことで考えていきたいというような、そういった意思は持っているということでお答えにさせていただきます。

○ 小林博次委員

分かった。

○ 山口智也委員

もうちょっと手前のお話で、港までちょっと行かないんですけれども、もうちょっと手前で、以前から国道 1 号をどうまたがせるかという話を、以前にも今年の 1 月でしたっけ、議員説明会なんかで少し発言させてもらったんですけれども、歩きたくなるまちということで、そういうまちをつくっていくというところでは、並木空間のところでもたいでいたくということ、その連続性というところでも、国道 1 号、非常に市外の方、県外の方にもたくさん目にされる場所ですので、非常にアピールできるのかなという思いがあって、可能であれば、国道 1 号もしっかり上をまたいでいくような、連続性を持たせていたくのがいいのかなという、自分自身は個人的には思っているんですけれども。

ただ、先日、伴理事のご答弁でもあったように、そうするとデメリットとして、上をま

たぐと下の現状の交差点の横断歩道が廃止になってしまうという、そういうデメリットもありますということで答弁いただきましたので、その辺りどう判断していくのかなという非常に難しいところではあるかと思うんですけれども、この判断というのは、どのタイミングがリミットというか、令和3年度の予算を今審議しているんですけれども、これを今、要望、意見としてどの辺りまでタイムリミットがあるのかなという、ちょっと教えていただけたらと思います。

○ 伴都市整備部理事

前の議員説明会のお答えのところをご紹介いただきましたけど、その時点と今と、あまり大きくは変わってございませんが、おっしゃられるように、あそこを立体的に渡らせたいという思いはありますが、ご紹介いただいたデメリットというのはあるというところで、今はまだ検討中というところには変わりはないんですが、じゃ、いつまでにとのお話ですが、149ページを見ていただきますと、例えば令和3年度でデッキの設計という項目が入っていたり、道路の詳細設計とか入ってございますし、令和4年度のほうでも、広場という書き方がございますが、工事設計という項目も入ってございます。

そういう中で、令和3年度で全部の細かいところまで設計を終わるのかというのではなくて、これだけの1.6kmぐらいの間ございますので、あるところは工事にかかりながら、あるところはまだ設計を進めながらということで進めさせていただきたいと思いますので、全然、引っ張る意図はないんですが、できるだけ早い段階で決めたいとは思っておりますが、今ここで議論いただかなければもう遅れるとかということではございませんので、そういう意味ではございますが、できるだけ早い段階でそこは決めていきたいと思っております。

○ 山口智也委員

ワーキンググループでしたっけ、会議でも今、様々なご意見をいただいているということで検討していただいていますし、個人的にはイメージとしてそういった思いはありますが、ただ、どれが正解かというのは、全ての市民の方にとって一番どっちがいいのかというのは最終的に判断してもらわなあきませんので、しっかり委ねたいと思うんですけれども、ただ、四日市市が今後10年間の総合計画で、歩きたくなるまちというところを前面に出しているところを考えると、大きな政策判断として、非常にコストがかかる話ではあ

りますけれども、そういったことも検討に値するのではないかなというふうに思いますので、ご一考いただければと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

要望だけでいいんですが、146ページの（7）の北勢バイパスの関連する市道の件ですが、測量と設計、地元にと丁寧に説明会とか住民に理解をしていただく、何とかそういう丁寧な進め方をひとつお願いしますということだけお願いいたします。

○ 稲垣都市整備部長

北勢バイパスの関連する市道の件につきましては、これは北勢バイパス本体の構造も含めまして、地元といろいろと協議をさせていただいております。その中で、地元の市民にもいろいろお世話になっておるといったところがございます。

まずは、しっかりとした合意を取りながら進めていかないと前にいきませんので、そういった意味では我々も真剣に取り組んでまいりますし、引き続きご協議いただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

まずは、最初ちょっと言いつ放しだけさせてもらうのが、先ほど話題になっていたのは、笹川西公園、笹川西小学校跡のテニスコートの件ですけど、さっきのところでも言いましたけど、ちょっと言われたぐらいでふらふらするぐらいだったら、もうテニスコートなんてやめて、宅地で分譲するほうが四日市市にとって最もいいと思います。

私からの質疑としては、まず、217の当初予算資料の50分の9ページ、そのところで住宅管理費等々、明細を出してもらっておるんですけど、まず、その中の住宅費、住宅

管理費のうち人件費の内訳を表示してもらっておるんですが、それで今年がなんですけど、この会計年度任用の人件費のところのR2が二つ並んでいるというのは、これ、何かもう修正されたんでしたっけ。片っぽ、左のほうはR3なんですよね。どうなんでしたっけ。これ、修正されたんでしたっけ。

○ 小田市営住宅課長

申し訳ございません。修正をさせていただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

これは単なる誤植と思うんですけど、ちょっと気になったのは、一般職員のほうの人件費で見ると、予算計上が1名、前年と比べて減じる予算計上となっておるというふうにごこれ、読めるんですけど、私は口を挟みませんでしたけど、さっきのところ、三重団地の市営住宅にエレベーターつけるつけないで、あれだけすったかもんだかやっていて、とても大変そうなんですけど、1名減で大丈夫なんですか。

○ 小田市営住宅課長

人員配置の件でございますが、実は今年度も10人で行ってました。ただ、予算配分が11という形で来ておりましたですけれども、実際の人員配置としては10人で、この1人の分に関しては、臨時職員という形で手当をさせていただきました。ですので、実質的には正職員としては、人数は変わりはありません。

○ 加納康樹委員

じゃ、令和2年度は、ここでは臨時会計年度任用フルタイム3人となっているけど、実質は4人いらっしたんですか、令和2年度。

○ 小田市営住宅課長

すみません。会計年度任用のフルタイムではなくて、パートタイムのほうで対応させていただいておりました、当初、もともと私どもの予算としましては、3名のパートタイムの職員で行ってましたところ、1名分は人事課予算で賄っていただいております。

1名増になっておりました要因といたしまして、実は今まで育休中の職員がおりまして、

その方の分が予算の配分、内示がある時点では、まだどうなるかというのが分かっていなくて、休まれるということでしたらもう一名何とか確保するという形で予算をつけていただいておりますけれども、実質、当初、4月、5月ぐらいの復帰ということの話がございまして、その後、その分が配置されなかったという形になってございます。

○ 加納康樹委員

では、令和3年度、そんな状況ではあるんだけど、市営住宅課のほうは、三重団地のエレベーターもあるけど、頑張るんですね。大丈夫なんですね。

○ 小田市営住宅課長

主に、例えばエレベーターの関係の話でありますとか、対住民とのお話しはありますけれども、技術面におきましては、建築技師が中心となって進めていくことになろうかと思えます。

建築技師の体制といたしましては、この令和2年度から、今までは課長補佐級の職員1人と、あと担当が1人という形でしたですけれども、令和元年度まではそういう体制でしたが、令和2年度からは、補佐級の職員と、あと一般職員が2人、2名体制になりまして、かなり拡充はされておりますので、空き家修繕とかも含めて、今は対応できているという状況になってございます。

○ 加納康樹委員

人員体制のほうはよしとして、市営住宅に絡んでもう一点お伺いをしたいのが、たしか市長の所信には入っていなかったけど、何かには入っていたとは思いますが、遊休の市の資産というのを生かしていかなきゃならないという、その感覚でいって、市営住宅の跡地に関して処分が進まないのはどうしてかということで、具体的に言うと、浜町の市営住宅跡地というのは、あのままずっと放っておくんですか。

○ 小田市営住宅課長

当初、浜町の市営住宅を廃止した後、曙町に吸収するような形で建替えということでしたので、その後、処分という方向性が出ておりましたですけれども、いろいろな方向性が定まっておりました石塚町、小鹿が丘の建替えに関連して、場合によっては、例

えば浜町でありますとか曙町の余剰地でありますとか、そういったところに仮に建てるとか、そういった議論も進めておる中で、なかなかどうしていくという方向性がきちんと決まっておりませんでした。

ただ、今は建替えに関しましては、もう完全に当面行わないということになっておりますので、今後、そういった余剰地に関しましては、基本的には処分をしていく方向で進めていきたいと考えております。

○ 加納康樹委員

予算で見るのは難しいのかもしれないんですが、令和3年中に何らかの処分方針が出るんですか。

○ 小田市営住宅課長

そういう方向で考えていきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

では、もう一つ、まだ完全に跡地にはなっていないけど、大変困ったものだなと思っておるのは城西町のところなんですけど、あの状態でいつまで放っておくんですか。

○ 小田市営住宅課長

例えば市営住宅を建て替えるということだと、ある程度強制力を持ってご移転いただくということが可能なんですけど、あちらはもう完全に用途廃止の団地ということで、そういった強制力を持ってやるということがなかなか難しいということがございます。

私どもも年に数回、ご本人さんとなるべく会うようにしまして移転の交渉をさせていただいておりますけれども、ある意味本当にもう門前払いに近いような関係になってしまっております。そういった中で、石塚町、小鹿が丘の関連で、住み替え支援を行っていく中で、城西町も対象にしながら、また交渉のほうを進めていきたいと考えております。

○ 加納康樹委員

極論すると、城西町のところなんてもう超法規的措置で、市で家を買ってあげるからどいてと言って整備してもいいぐらいの、価値のある土地が無駄になっていると私は思うん

ですけど、その辺って何ともならないものなんですか。

○ 谷口周司委員長

どうでしょう。

○ 稲垣都市整備部長

城西町については残り1軒ということで、従前から随分向こうの方と交渉、一生懸命やれという指示を出してやってきたところですけども、現段階ではまだ見込みはついていないという状況であります。

ただ、その中で、本当にこのままでいいのかといったところについてはやはり考えていかなければいけない部分があって、1区画だけなのでほかの区画だけでいくことも考えてはどうかといったところも、実際のところはあるというふうに思います。そういったところで、どういう手法が、ただ、売却するに当たって後々不利になっても困りますので、その辺りも十分に考えながら、できる方策については改めて考えて前に進めてまいりたいというふうに思っています。

○ 加納康樹委員

浜町含め、城西町も本当に市の財産の部分が完全に無駄になっている、寝かされているだけだと私は思っているんで、部長もおっしゃっていただいたので、今年度、精力的にお取り組みいただきたいと思います。

あともう一点だけ、私あるんですけど、よろしいですか。

同じく資料でいくと、50分の13ページに関連してお伺いをしたいんですが、近鉄四日市駅の駐輪場、自転車駐車場の南北の債務負担行為なんですけど、これに関連する形でお伺いをしたいのは何かというと、去年だったかな、いろいろなところで話題にも出させてもらいましたが、ふれあいモールのコンビニ前の違法駐輪、困ったものだと思っていて、なかなか、いつと時のことを思えば少ないかもしれないけど絶対置いてある状態、かなり迷惑な状態かと思っていて、皆さんのほうにもご努力いただいて、駐輪されているところに定期的に、ここは駄目ですよ、こっちへ行ってくださいという表示をしているのは確認しているんですけど、あの中で、南北の駐輪場を書いて、こちらをご利用くださいとあるんですけど、私思うのは、あんなところに置く人なんて、金を払って置くはずがないので、

あのペーパーはもう湯の山線の高架下だけに絞って、湯の山線高架下に行ってもらえばただなんですよって、それだけ案内すればいいと思うんですけど、何で南北湯の山線高架の下とか、あんなぱっと見ただけじゃ訳の分からない注意喚起の文章しか貼れないんですか。

○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

委員のほうからは、昨年も駐輪の状況についてご質問をいただいて、我々も継続して対策をさせていただいてきたところです。その中で、禁じるだけでなくお知らせして、移動を促すということも必要であろうということで、おっしゃっていただいたポスター、複数枚貼らせていただきまして、その中には、直近の北と南の駐輪場、それから本年度4月の末オープンさせていただきました、おっしゃっていただいた湯の山線の下の駐輪場、これは時間は限っておりますけれども、無料になっています。そこも併せて周知をさせていただいたというところです。

おっしゃるとおり、ああいうところに簡単に置かれる方は、お金を払ってまで自転車を置こうというようなお考えにはなかなか結びつかないというのも、我々も理解できることではありますけれども、基本的にはまずはお伝えをちゃんとしてということで、当初のポスターには入れさせてはいただきました。

それと、今、悪いことに、解体工事が進んでおりまして、前の郵便局の周辺に実は、あちらも問題だったんですけれども、不法駐輪が非常に多うございました。工事の関係でこちらに置けなくなったという現実があって、一旦、委員もおっしゃっていただいたとおり、我々も努力したかいがあったなとは言っておったんですけど、ぐっと減ったんですね。減ったんですけれども、工事が始まりまして、また増えて、今度は実は毎週やっておるんですけれども、これが減らない状況があります。その辺もありますので、私どもも、例えば近鉄さんが解体工事が終わった後、一旦でも空地ができますので、そういった利用なんかも立地的にも考えながら、とにかくふれあいモールの状況がよくございませんので、そういった、柔軟にいろいろなことを考えてやっていきたいなとは思っています。

また、今、そういうお話いただきましたので、周知の方法についても、また改めていろいろ工夫していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解をいただければと思います。

○ 加納康樹委員

さっきも申し上げましたが、債務負担行為の仕様なんかを見ていると、南北の駐輪場だけじゃなくて、附帯事業として湯の山線高架下の整備、管理というのもお願いしている訳なので、もう本当に貼り紙をするときは、もう湯の山線高架下に行け、それだけで、かえって散らかるような南北の表示はもう要らないと思いますので、そんな形の、これから以降の貼り紙というのもぜひ考えてほしいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

あと、今日ですけれども、この後、市営住宅課さんから、先ほど資料請求があったものが出てきましたので、これだけちょっとさせていただいて、本日は終了とさせていただこうと思いますので、資料の配付お願いをいたします。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 小田市営住宅課長

先ほどは大変失礼をいたしました。利便性係数についての資料でございます。

利便性係数につきましては、利便性係数設定要綱というものを設けておまして、そこにエレベーターの設置に関しましては、0.02というものを設けさせていただいております。それによりまして、今設置しております曙町、大瀬古新町、それぞれ広さが似通ったもので、それぞれのお家賃区分ごとに計算を当てはめると幾らになるかという計算をさせていただきましたのが、それぞれの表になってございまして、例えば曙町ですと、エレベーターが、1分位の方でエレベーターがない方、今ありますのでこのお家賃になっているところが、エレベーターなしですと2万5500円が2万4600円になるということで、900円の差があるという形になってございます。

こういった形で、今既存の曙町、大瀬古新町あたりですと、大体1000円近くから、そのお家賃によっては2000円を超えるぐらいのご負担をいただいているという形になってございます。これを今の三重団地のお家賃に当てはめたものが一番下の表になってございまして、収入分位が一番低い方の場合ですと500円程度、8分位の方ですと1400円程度という形になってございます。

説明は以上でございます。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

森委員が請求したやつやと思うんですが、これ、イニシャルコストだけなのか、ランニングコストだけなのか、両方入っているのか、利便性係数の中には。

○ 小田市営住宅課長

この設定に当たりましては、いろいろな他都市でも、こういった係数を設けておりまして、そういったところを参考にしながら、恐らくこういう係数を設定してきておるかと思えます。具体的にちょっと今、どういったものをここに含んでというところまでの資料はございませんので、ちょっとその辺り、また調べさせて、ご返答させていただけたらと思います。

○ 稲垣都市整備部長

利便性係数自体は、住むのに便利であれば便利な分の応分の負担をいただくという経費でございますので、委員からお聞きになったのは、それはイニシャルとランニングのどちらに当たるのやといったことだと思えます。

これは、入ったお金につきましては、色分けせずに入ってきますので、どちらにも当たっているというふうに理解するのが妥当かなというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

利便性係数は0.02で、エレベーターあるなしということだけで、エレベーターの取付け方というのは、設置方法は関係ないという理解でよろしいですか。

○ 稲垣都市整備部長

そのとおりでございます。

○ 伊藤嗣也委員

今後も、外づけの後づけのエレベーターを、今回、テスト的なので増やしていくのであれば、少し設置要綱のほうもちょっとご検討いただいて、そのままフロアに行けない、階段ということで、ご高齢の方がどうしても押し車とか利用が難しいので、少し、今後でもよろしいので、ご検討をいただけることを希望したいんですけれども、その辺はどうでしょう。

○ 稲垣都市整備部長

言われるとおりだというふうに私も思います。

まずは、設計に入っていきますけど、これから実施に向けてしっかりと検討させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員

どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 山口智也委員

新規ですので、触れておきたいなと思います。

空き家対策ですけれども、住み替え支援促進事業補助金でございます。これ、空き家対策として……。

○ 谷口周司委員長

山口委員、すみません。別というのは、これじゃなくて、今のエレベーターの。

取りあえず、ここで今、いいですか、すみません。

○ 山口智也委員

ごめんなさい。まだありましたね。失礼しました。

○ 谷口周司委員長

他に、市営住宅におけるエレベーターのところ、利便性係数。

○ 森 康哲委員

先ほどの伊藤委員の質問にも関連しているんですけど、利便性係数が、曙町と大瀬古新町と同じなんですよね。そうすると、バリアフリーに完全になっているところとなっていないところ、また、後づけということを考えて、この係数が本当に妥当なのかどうか、そこからやはりやらないとなかなか理解を求められないと思いますので、その辺、考え方をお願いしたいんですけど。

○ 稲垣都市整備部長

先ほども申し上げましたように、やはりフラットで家に入れるということ、1段上がり下がりしなきゃいけない、それは当然利便が違いますので、その辺りについてはどういう扱いをするかというのは、これからしっかり検討させていただきたいというふうに思います。

○ 谷口周司委員長

他に、この件につきましてよろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

この後なんですけど、多分まだほかにもその他の質疑があるかと思います。また、提言についても取りまとめというのもございますので、本日初日ということもございまして、本日はこの程度とさせていただきます。ただ、明日、あさってについては、できる限り午後5時近くぐらいまでできたらと思いますので、本日は初日ということでこの程度にさせていただきます。よろしくお願いいたします。では、また明日、続きよろしくお願いいたします。

本日はこの程度とさせていただきます。

16 : 30 閉議